

【教育委員会定例会】会議録

会 議 名	令和元年第9回教育委員会定例会		
事 務 局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和元年9月12日(木)		
開催時間	午後3時00分 ～ 午後3時48分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	定野 司 教育長	小池 康之 委員	浅井 えり子委員
	河本 孝美 委員	近藤 俊明 委員	
出席説明員	荒井 広幸 教育指導部長	森 太一 教育政策課長	田巻 正義 学力定着推進課長
	志村 昌孝 小中連携教育担当課長 英語教育推進担当課長	小坂 裕紀 教育指導課長	山村 研二 教育改革担当部長 就学前教育推進課長事務取扱 子ども施設指導・支援担当課長事務取扱
	宮本 博之 学校運営部長	古川 弘雄 学校支援課長	五十嵐 隆 学校適正配置担当課長
	渡辺 隆史 学校施設課長	内田 裕司 学校改築担当課長	半貫 陽子 学務課長 おいおい館担当課長
	松野 美幸 子ども家庭部長	菊地 崇 子ども政策課長	森田 剛 子ども施設運営課長
	安部 嘉昭 子ども施設入園課長	下河邊 純子 青少年課長	川口 真澄 待機児対策室長
	臺 富士夫 子ども施設整備課長	櫻井 健 待機児ゼロ対策担当課長	上遠野 素子 こども支援センターげんき所長
	門藤 敦良 支援管理課長	楠山 慶之 教育相談課長	高橋 徹 こども家庭支援課長
	市川 保夫 生涯学習振興公社局長	菊池 正美 生涯学習振興公社学習事業部長	秋生 修一郎 地域のちから推進部長
	濱田 良光 地域文化課長		
書 記	秋元 康裕 教育政策担当係長	野口 晋平 教育政策担当係長	坂上 琢 教育政策担当係長
	遠藤 鉄也 教育政策担当主任	清水 均 庶務係長	肥高 浩二 管理係長
欠 席 者			
傍 聴 者	0名		
会議次第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
そ の 他			

令和元年 9 月 1 2 日

第 9 回足立区教育委員会

午後 3 時 0 0 分開会

○教育長 お待たせしました。ただいまから、本年第 9 回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数であります。よって会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。

初めに会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員に河本委員、近藤委員をご指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは日程第 1、第 5 6 号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第 1、第 5 6 号議案

「足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の送付について」以上。

○教育長 第 5 6 号議案について、松野子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 資料の 3 ページをお開きください。第 5 6 号議案説明資料になります。

件名、所管部課名は、記載のとおりでございます。

改正の理由でございますが、地方公務員法の改正に伴いまして、成年被後見人等の権利の制限に係る規定を整備する必要がございますので、今回、改正を行うものでございます。

主な内容でございますが、成年被後見人及び被保佐人が地方公務員法の欠格条項から削除されることになりましたので、こちらのほうが期末手当、勤勉手当の支給規程に記載がございますので、文言を削除するものでございます。

施行年月日は本年 1 2 月 1 4 日でございます。

私からは以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第 5 6 号議案について、ご意見ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。よろしいですか。

ないようですので、これより、第 5 6 号議案「足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の送付について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり議決することいたします。

○教育長 次に、日程第 2、第 5 7 号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第 2、第 5 7 号議案

「足立区立学校設置条例の一部を改正する条例の送付について」以上。

○教育長 第 5 7 号議案について、宮本学校運営部長から説明をお願いいたします。

学校運営部長。

○学校運営部長 お手元資料の 7 ページ、第 5 7 号議案説明資料をご覧くださいと思います。

件名、所管部課名は、記載のとおりでございます。

改正内容は、綾瀬小学校の改築に伴い、仮設校舎に移転するため、学校の位置について新旧対照表に記載のとおり変更するものでございます。仮設校舎の位置は、8 ページの案内図でご確認ください。

施行年月日は令和 2 年 4 月 1 日でございま

す。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第57号議案について、ご意見ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。よろしいですか。

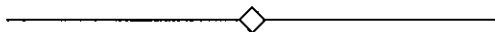
ないようですので、これより、第57号議案「足立区立学校設置条例の一部を改正する条例の送付について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

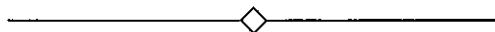
(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり議決することいたします。



○教育長 次に日程第3、第58号議案ですが、事務局よりあらかじめ取り下げの旨、申し入れがございましたので、これを取り下げることいたします。



○教育長 続いて、日程第4、第59号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第4、第59号議案「足立区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長 第59号議案について、荒井教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 お手元の資料、10ページ、第59号議案説明資料をご覧いただきたいと思っております。

件名、所管部課名は、記載のとおりでございます。

ます。

足立区の小中学校は2期制を採用しておりまして、これまでの規則では、前期の終わりが体育の日まで。そして後期の始まりが体育の日の翌日と定めているところでございましたけれども、来年につきましては、オリンピック・パラリンピックの関係で、この体育の日が、7月24日になります。

したがって、これの影響を排除するために、資料2番、主な改正内容でございますが、前期の終わりを「10月の第2月曜日の直近の金曜日まで」と、後期の始まりをその翌日になりますが、「10月の第2月曜日の直近の土曜日から」と規則上改正をさせていただきたいというものでございます。

来年、4月1日からの施行を考えております。

私からの説明は以上です。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第59号議案について、ご意見ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。よろしいですか。

体育の日が動いてしまうので、こういうこともあるのですね。

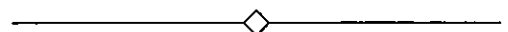
ないようですので、これより、第59号議案「足立区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり議決することいたします。



○教育長 次に、日程第5、第60号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第5、第60号議案
「足立区立郷土博物館条例施行規則の一部を
改正する規則」以上。

○教育長 第60号議案について、秋生地域のち
から推進部長から説明をお願いいたします。

地域のちから推進部長。

○地域のちから推進部長 お手元資料、13ペー
ジをご覧くださいと思います。

件名、所管部課名は、記載のとおりでござい
ます。

郷土博物館につきましても、1月4日と12
月28日をお休みしておりましたけれども、前
回の臨時会で提出させていただきました生涯
学習センター等と同じように1月4日と12
月28日を閉館するというので規則の改正
をお願いしているものでございます。

よろしくお願いします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これ
より本案の審議に入ります。

第60号議案について、ご意見ご質問があり
ましたら、ご発言をお願いいたします。何か質
疑はありますか。よろしいですか。

ないようですので、これより第60号議案「足
立区立郷土博物館条例施行規則の一部を改正
する規則」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方
の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり議決することに
いたします。

次に、日程第6、第61号議案を議題といた
します。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第6、第61号議案
「足立区ICT教育推進の基本方針の改定に
ついて」以上。

○教育長 第61号議案について、山村教育改革
担当部長から説明をお願いいたします。

教育改革担当部長。

○教育改革担当部長 42ページをお開きくだ
さい。

件名、所管部課名は、記載のとおりでござい
ます。

昨年9月に、教育ICT本格導入を前にして、
教育委員会で、「足立区ICT教育推進の基本
方針」を議決いただきました。今回、骨格は全
く変えるようなことはございませんけれども、
機器の整備や導入状況を踏まえて、若干の更新
を図るものでございます。

内容につきまして、まず2の(1)でござい
ます。プログラミング教育について、特に各小
学校で積極的にプログラミング教育を推進し
てほしいと。そのために区としては、研修の充
実などを図りますということを追記してござ
います。

また、イに移りまして、小学校の児童の発達
段階を踏まえまして、活動指標を設定している
わけですが、指標をとる対象教員を全
学級担任から4年生～6年生の学級担任に変
更するものでございます。

続きまして、私どもも昨年から、教育委員会、
政策経営部や小中学校長会の代表者などで、I
CT教育推進会議をやっておりました。しかし、
これは効果検証を進めるために、有識者を加え
て協議会という形にアップグレードをさせて
いただきました。それにかかわる記述を変更し
てございます。

続いて(3)でございます。こちらはマイナ
ーチェンジでございますけれども、学級数の増
減ですとか、そういったものを踏まえて、機器
の整備内容を更新してございます。

続きまして、成果指標につきましては、44
ページをお開きください。

改定内容につきましては、例えば、最初は小
学校や中学校は週1回以上ぐらい教員用のタ
ブレットを使って授業をやってほしいところ
からまず始めて、最終的には週3回ですとか、

そういうところを目指してほしいというのを活動指標で設定させていただいております。

今回、改正させていただきたいのは、成果指標3の正答率が80%以上の子どもを増加させたい、あるいは、40%以下の子どもを低減させたいという目標が、正答率という観点からすると区の学力調査の方式が変わったことで、継続性がなくなっていましたので、こちらを「学校の授業は楽しい」というような質問に、肯定的に回答した児童・生徒の割合に変えたいということと、成果指標5で情報活用能力を図る指標を新たに追加させていただきました。

また、8の部分なのですけれども、効果検証をやっていくということで、具体的には8の(1)と(2)のような指標で効果検証をしていきたいと考えておりますので、こちらもちょうど合わせて変更させていただきたい部分になります。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第61号議案について、ご意見・ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。

小池委員。

○小池委員 これそのものには、異論はないのですけれども、一つお伺いしたいのは、週3回以上が80%以上で、これは各校40台のタブレットでしたよね。

○教育長 教育改革担当部長。

○教育改革担当部長 こちら教員用タブレットでございますので、教員は一人1台持っているという前提でございます。子どもは、1の下にございまして、これはまず月1回ぐらいからを目指してもらいたいというところで、40台から80台、現場に設置しているところです。

○教育長 小池委員。

○小池委員 すみません。子どものほうと見間違えていました。そうすると、学級数の多いところ

ろは、大変だろうなと思ひまして。

○教育長 よろしいですか。ほかいかがですか。

近藤委員。

○近藤委員 42ページ、2の主な改定(1)のイのところで、全学級担任であったところを、児童の発達段階を踏まえて、4～6年生の学級担任ととなっておりますが。どのような発達段階を踏まえて、どのような考え方に基づいてそうしたのかを聞かせていただけたらと思います。

○教育長 教育改革担当部長。

○教育改革担当部長 こちらの指標につきましては、プログラミング教育を、私ども半期に1回以上やってほしいが、その対象をどこまでにするのかという議論がございました。それで、文部科学省のプログラミングの手引などを見ますと、大体、小学3年生ぐらいから事例がぼつぼつ始めてきておりました。ただ、3年生で、いきなり指標を設定して必ずということになってしまうと、なかなか学校現場も苦しかろうということで、いろいろと現場とも相談しまして、4年生以上であればということで、今回、こう決定させていただいたしだいでございます。

○教育長 近藤委員。

○近藤委員 現状の授業で、ICTを用いているその事情、その様子を見ながら、それに則って変えたということですね。

○教育長 教育改革担当部長。

○教育改革担当部長 モデル校以外の学校では、ICT機器が入ってございませんので、実際はプログラム教育ができないということでございます。モデル校の教員の意見なども踏まえて、この程度であれば、全ての学校でもできるのではないかとということで、委員、おっしゃるような形で、現場に即した指標としているものでございます。

○教育長 近藤委員。

○近藤委員 そういうことであれば、発達段階を

踏まえてというよりも、現状のＩＣＴ機器の配置ですとか、実際どのぐらいの教育がＩＣＴ関係でなされているかということ踏まえてということですね。

○教育長 教育改革担当部長。

○教育改革担当部長 おっしゃるとおり、発達段階も踏まえて作成している文部科学省の手引きに、現状の配置も含めてこういう指標を出していただけるということになってございます。

○教育長 近藤委員。

○近藤委員 了解です。

○教育長 よろしいですか。ほかいかがですか。よろしいですか。

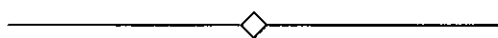
ないようですので、これより第６１号議案「足立区ＩＣＴ教育推進の基本方針の改定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり議決することいたします。



○教育長 次に、日程第７、「教育長報告」を議題といたします。

今回は各担当からの報告事項にかえさせていただきます。質疑については、全ての報告が終了しましてから、一括でいただきます。よろしくお願いいたします。

まず（１）（２）について、田巻学力定着推進課長、お願いします。

学力定着推進課長。

○学力定着推進課長 ４５ページをお開きください。

『平成３１年度(令和元年度)「全国学力・学習状況調査」の調査結果について』ご報告いたします。

対象学年は小学校６年生、中学校３年生の２学年になります。３（１）から小学校国語の状況、算数の状況ということで、正答率、そして正答数ということで、括弧書きでお示ししております。下が算数になります。

次のページが中学校国語、数学、英語をお示しております。全体的に国、都から比較するとややマイナスでありますけれども、正答率を見ていただければどのぐらいの違いかということがわかっていただけるかなと考えております。

また、英語につきましては、今回、初めての調査で、今後は３年に１回実施になっております。全国値から０．８ポイント下がっているところではございますが、正答数にするとこのような差となっております。ちなみに今回、スピーキング調査を試験的にやっておりますけれども、全国的に音声データをきちんととれなかったりした関係もあり、これはあくまで参考扱いとなっておりますので、この数値の中に、話すことの結果は含まれておりません。

続きまして、４７ページ。『令和元年度「足立区学力定着に関する総合調査」の調査結果』のうちの学習意識調査部分について、ご報告いたします。

１番に主要項目に書かせていただいております。（１）学校への意識、（２）勉強・教科に関する意識、（３）問題解決型授業による学びの状況。また（４）みずから学ぶ力と（５）学びを律する力ということで、学習に臨む姿勢の部分。（６）自己肯定感。（７）自制心・勤勉性から（９）キャリア形成意欲までが、非認知能力ということで、大きな柱立てを設定したところでございます。

４８ページ以降が、主な項目を取り出して、傾向を示しております。２（１）のア、「学校に行くのが楽しい」の部分ですけれども、これは小学校全体の８９％。括弧で（－０．５）というのは、これは昨年との比較。中学校につい

て括弧書きがないのは、今回が初めて計測に基づいて設定したということでございます。下のグラフに記載しているとおり、小6、中3のA層からD層、学力の25%ずつに区切って、A層とD層の差を示しておりますけれども、この差が大きければ、恐らく学力との相関があるだろうと思われる設問であるということでございます。

以降の設問の結果についてはお目通しいただければと思います。

53ページになりますけれども、(9)キャリア形成意欲のところ、将来の夢や目標ですとか、将来のそれに向かっての努力、改善しているところについては、ほかの設問と違って、やや学力との相関が低い部分と捉えております。学力が低位にあったとしても、前向きな気持ちでいる児童・生徒がいるということ。またそこをうまく刺激していければ、自己肯定感とかそういう達成感を味わっていけば、学力についてもいい影響があるのではないかと仮説が立てられるのではないかと捉えているところでございます。

3の所見に書きました問題解決型授業による学びの状況と学力の相関は一定程度あると見ております。また、学習に臨む姿勢とか、非認知能力と学力の差が設問によって開いているところを書いております。

今後の対応につきましては、学習の意欲などの関心を高める上で足立スタンダードを徹底し、さらに授業の質を高めていく必要があるということ。また、学習、教科指導だけではなく、多様な他者と協働する集団活動など、教育活動全般を通じて非認知能力を含めて子どもたちの力を高めていく必要があると捉えております。

今回、初めてとった指標もありますので、これを起点に今後指導していきたいというところでございます。

以上です。

○教育長 次に、(3)、(4)、(5)について小坂教育指導課長、お願いします。

教育指導課長。

○教育指導課長 私からは、7月4日付教育委員会定例会で報告いたしました区立小中学校に在籍する外国籍及び帰国児童・生徒に対する日本語指導の検討の進捗を報告させていただきます。

55ページをお開きください。検討組織の構成といたしましては、小学校長2名、教員1名、中学校長1名、教員2名、計6名で発足させていただきました。そして、検討内容といたしましては、日本語指導に関する方向性の確認をさせていただきました。設置場所としては、保木間小学校。対象者は、中学生及び設置小学校の児童。非常勤職員の配置の必要性と主な業務内容について検討してまいります。

今後でございますが、文部科学省が開発されましたJSLカリキュラムと第四中学校夜間学級における指導実践、指導教材をもとに、このJSLカリキュラムと照らし合わせながら検討していくことになっております。

また、(3)ですが、先進地区であります墨田区のマニュアル等を参考に足立区版に変更していければということで、先月、検討組織のメンバーで墨田区へ視察に行ってまいりました。

JSLにつきましては、記載のとおりでございますので、ご覧ください。

今後でございますが、今までも需要数の見込みは調査をしていたのですが、なかなか日常言語の取り扱いだけの調査になってしまっていますので、今後はこのJSLを使いながら、学習言語についても、もう少し掘った調査ができればということで検討をしております。

今後につきましても、先ほど申しました検討委員会を月1回程度、開催いたしまして、教材などにつきましてマニュアルの検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

続きまして、57ページをお開きください。『「令和元年度第1回学校生活及びいじめに関するアンケート調査」報告について』報告いたします。

アンケートの実施期間につきましては、6月1日から28日。対象者は記載の通りです。

4の結果の概要でございますが、「相談できる人がいる」98.5%で前年から0.1ポイントの増。「冷やかし、からかい、悪口を言われた」3,937件、前年からマイナス324件となっております。

5のアンケート結果から見える取組と成果といたしましては、いじめ防止の取組、特にSOSの出し方に関する授業について、5、6年生で1回、中学生で1回、DVDや保健師等を活用した授業を行っていたり、または、これまでどおりですが、年に3回、自宅で保護者と相談して、学校生活・いじめに関するアンケートを記入していること。また、教員が法に基づく「いじめ」の定義を周知徹底していること。このあたりが、大きな成果になっていることだと思います。

58ページに考察結果が書いてありますのでご覧ください。

6、いじめ等問題対策委員会に報告した際の委員会から出た意見になります。特に、解決に向かった事案の手立てを分析し、例えば、関わりの記録をデータベース化するなどにして、今後に生かしてほしい。また、いじめ解決には、子どもたちの実態、双方の気持ち、関係のあり方を知ることが必要というご助言をいただいております。こちらにつきましては、引き続き生活指導連絡会等で法に基づく定義を示し、事例や対応を紹介するなど教員のいじめ対応力を強化してまいります。

以下、59、60、61ページ、結果報告になりますので、ご覧ください。

続きまして、62ページをご覧ください。『令

和元年度足立区立小中学校「いじめ認知及び解消の状況(6月末時点)」について』ご報告させていただきます。

6月末現在のいじめ認知件数でございますが、5,880件でございました。こちらの内訳といたしましては、昨年度からの引き続きのもの、2,737件。こちらは3カ月間の経過観察中の事案も含んでおりますので、なかには解決のものも含まれておりますが、一応ここでは、未解決と扱っております。また、今年度、新規のもので、3,143件となっております。

いじめ解消状況でございますが、解消件数といたしましては、2,699件。解消率といたしましては、45.9%となっております。この数値、若干低いという形でお見受けされると思いますが、6月現在では、今年度、4月以降に認知したいじめについては、定義上未解消としておりますので、こちらは昨年度の2,737件からの解消というところでお考えいただければと思っています。そちらプラス今年度の認知件数に加わっていますので、解消率が低い数値となっております。

63ページをご覧ください。こちらにつきましては詳細でございます。集計に関しては、若干変えさせていただきましたので、昨年度比較はできないところでございますが、今年度のものを引き続き来年度以降も使用してまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。

○教育長 次に(6)について、山村教育改革担当部長、お願いします。

教育改革担当部長。

○教育改革担当部長 先ほど、「足立区ICT教育推進の基本方針」の改定をご議決いただきましたが、こちらは、教育ICTの導入状況についてご説明するものでございます。

件名、所管部課名は、記載のとおりでございます。

本年10月からのフルスタートを前にして、

今、着々と導入作業が進んでおり、導入したところから使っている状況でございます。

整備内容でございますけれども、1の(1)ア「ICTをすぐに利用できる、使いやすい環境の整備」ということで、まず、一つ目のポイントは、大型ディスプレイです。今まで、教室には常設されておりませんでしたけれども、これを常設にしました。別教室などから持ってくる必要がなくなり、スイッチを入れればすぐに使えるような状況を、無線通信機器と一緒に導入してございます。

次に、イとして、各校にタブレットを整備しました。これは、まず教員に1人1台のタブレットを整備してございます。右の写真は、授業支援ソフトの一番基本の画面となっております。そのほか、パソコン教室がありましたけれども、これをリプレースする形で、40台から80台と生徒数に合わせてタブレットを整備しているところでございます。

次に、(2)でございます。わかりやすく楽しい授業づくりを支援するためのツール、いわゆる授業支援ソフトの導入でございます。どういう内容かと申しますと、ここに比べるツールとございますけれども、飛び箱を跳んでいる生徒が指導した前と後で体の位置がこう変わりましたということが比べられるようになっていたりとか、英語カードを並べかえ、ボタンを押せば発音してくれたりするとか、そういう機能がございます。左下にいきまして、プログラミング教材。これは五角形を描いているセットになってございます。

次に右隣に行きまして、デジタルノートでございます。これは教員のタブレットから、子どものタブレットへ課題を配付して、子どもが課題をやります。それを教員のタブレットに返して、あとは子どもたちの回答を見比べることができる共同学習のためのツールでございます。

(3)「教員に対する授業づくりの支援」と

いうことで、まずアのICT支援員派遣です。今年度は、各校週1回派遣する体制をとってございます。教員の、こういう授業づくりしたいのだけどどうすればいいということについて、お答えできるような体制。また、校内にミニ研修のようなものをしていただく形にしております。

続きましてイでございます。ICTの機器操作ということで、8月に管理職や教員を対象とした教員研修を実施しました。また、これだけではなく、eラーニングの形をとりまして、足立区の機器を用いて、こういうふうにするよというような操作研修もしてございます。

次に、66ページでございます。効果検証は先ほどもご説明いたしましたとおり、ICT教育推進協議会にて議論してやることになってございますが、まず、(1)で「足立区教員ICT活用スキル」を作成して、これは8月の教員研修で配付させていただきました。

中身は基礎編と応用編に分かれております。私たちのメッセージとしては、まずそこまで高度なことをしなくてもいいので、足立区がこれまで培ってきた、足立区の学力状況にフィットさせることから、まず写真機能とデジタル教科書、この2つだけでいい。まずここから使って、授業におけるICT機器を使用することに慣れてほしいということをお願いしているところです。

それに慣れてきたら、インターネットで調べ学習ですとか、先ほどご説明したデジタルノートのような共同学習に無理なく進んでいただくと。最終的にはたくさん使ってほしいのですけれども、そういうふうに進めていただきたいということをまず説明する趣旨でございます。

これに沿って、アンケート調査を実施いたします。先ほどの指標でもご説明させていただきましたけれども、教員の不安感とか活動頻度、どれくらいやっているのかということとか、使った効果はどうだったのかをここでアンケー

トをとって分析をしていくことでございます。

私からの説明は以上でございます。

○教育長 次に、(7)について、菊地子ども政策課長、お願いします。

子ども政策課長。

○子ども政策課長 資料67ページをお開きください。

件名、所管部課名につきましては、記載のとおりでございます。

0歳児から6歳児のお子さんとその保護者を対象とした総合的な計画である子ども・子育て支援事業計画第2期の施策体系をまとめてまいりましたので、そのご報告でございます。

施策体系をまとめるに当たりまして、まず現計画の施策面の評価を実施いたしました。資料1の(1)ア・イの箇所をご覧いただきたいと思います。現計画は、施策群、二つございます。一つは子ども支援、二つ目は親支援という二つの視点を持っております。四角で囲んだ子ども家庭部評価のところをご覧いただきたいと思いますが、これまでの経過を見た中で、その施策群の指標はほぼ横ばいということがございましたので、評価といたしましては、各事業の方向性としては間違っではおらず、順次進んでいる。けれども、さらにその事業の磨き上げを行い、支援の質の向上を目指していくことが重要であることが1点ございます。

施策群2の評価につきましては、支援が必要な方に対する支援が途切れないようにライフステージ間のつなぎですとか、そういった連携の強化が必要であるという内容とさせていただきます。

その視点、二つを踏まえまして、施策体系をまとめました71ページをご覧いただきたいと思います。A3の表にまとめさせていただいております。

現計画から大きくは変わっておりませんが、今、申し上げました二つの視点というものを、施策を貫く形で、子育て支援の質の向上、また

ライフステージ間のつなぎの強化というところに、特に力を入れて第2期の計画を策定してまいりたいという内容になっております。

68ページにお戻りいただきたいと思います。今後の策定スケジュールを記載させていただいております。大きくは11月に、パブリックコメントを実施いたしまして、そこでいただいたご意見等を反映させていただきまして、令和2年3月に計画を発表させていただきたいと思っております。

私からの説明は以上となります。

○教育長 次に(8)について、門藤支援管理課長、お願いします。

支援管理課長。

○支援管理課長 72ページをご覧ください。

チューリップシートに関する報告でございます。

件名、所管部課名は、記載のとおりでございます。

昨年度、チューリップシートを改訂いたしました。主な改訂内容につきましては、シートの記入方法を記述式から択一方式に変えました。また、全家庭に配布した結果、回収率が67%に上がりました。その後、各学校にアンケートの調査を行いまして、良かった点や意見等をいただきました。

73ページをご覧ください。この意見等をコア会議で検討いたしまして、(2)検討の結果、今年度につきましては、何点かさらに改善をしております。まず、1点目は、配布の仕方につきましては、就学前施設からの配布ではなく、就学時健診時に全小学校から配布に変更し、配布率100%を目指していきたいと思っております。また、提出につきましては、昨年度は任意での提出でしたが、今年度より全家庭が提出に変えていきたいと思っております。

なお、令和3年以降につきましては、就学健診の通知とともに、このチューリップシートも封筒に同封して、郵送できるよう現在、検討を

しております。

74、75ページは、チューリップシートの見本でございます。

私からは以上でございます。

○教育長 (9)について、濱田地域文化課長、お願いします。

地域文化課長。

○地域文化課長 76ページをご覧ください。

件名、所管部課名は、記載のとおりでございます。

ギャラクシティに設置しておりますプラネタリウム「まるちたいけんドーム」の投影機器の更新に伴う、休館の件についてのお知らせでございます。

休館期間は10月21日から11月29日までです。この間は、館内のホワイトアトリエで、ミニプラネタリウム投影の実施等をして対応していきたいと思っています。実施期間は3に記載のとおりでございます。なお、営業再開日は11月30日となっております。

以上でございます。

○教育長 ただいま各所管から、9件の報告がありました。これらの件につきまして、各委員からご意見ご質問をいただきたいと思います。何かご質疑はありますか。

浅井委員。

○浅井委員 いじめに関することなのですが、いじめって決してなくならない、完全になくすことはすごく大変なことだと思います。いじめは、地域とか学校によってかなり偏っているものなのか、満遍なくどの学校でもあるものなのでしょうか。

もう一つは、いろいろな形で、解消のために努力をされているので、いじめの件数が多くても、不登校に陥るなどのひどいいじめは減ってきているのかどうか、その辺を聞かせてください。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 いじめにつきましては、どこで

も起こりえるものだと思います。ただ、教員の中には、自分だけで解消しようという方もまだいるのが現状でございます。いじめを学校全体で共有していこうということを取り組んで、やっと4年目に入ったところで、「いじめは起こりえるものだから、早く共有をして、早期発見、早期解決をしていこう」を合い言葉に、取り組むように各学校に求めています。

状況に応じては、学校で毎月アンケートをとっていただいたり、またはロールプレイングを学級会でやった等の報告を受けております。こういった取組みを先ほど、いじめ等問題対策委員会でもありましたが、ぜひ共有してほしいと。そういうのを集めて、今後の研修等にも生かしてほしいというご意見もいただいておりますので、このあたりを充実できればと思っています。

また、いじめを原因に不登校になったものは、全て重篤な案件として捉えます。こちらについては、不登校の児童・生徒にアンケートをとることがなかなか難しいので、不登校イコールいじめなのかというところの調査がなかなか至らないところがございます。しかし、今後も引き続き、こども支援センターげんき等とも連携しながら、そういったお子さんの心に寄り添った対応ができるように心がけてまいります。

○教育長 学校による偏在なのですけれども、以前はいじめの件数が0のところもたくさんあったのですけれども、今はそういうことがなくなったということと、それからたくさんあるところがまだあります。それは、むしろアンテナを高くして、見る目がたくさん増えているということで、我々はそういう評価をしていて、そうしたところを対応しているかどうかは課題なのかなと思います。

教育指導課長。

○教育指導課長 地域の力も必要ですので、地域の方では社会通念上のいじめの認知というところがまだ大きく、こんなこともいじめなので

すかというお声も聞きますので、学校からもどんどん発信をしていき、地域の皆様と連携し、いじめの早期発見、早期解決に務めてまいりたいと考えています。

○教育長 よろしいですか。

河本委員。

○河本委員 同じいじめに関するアンケートのところで、折れ線グラフを見ると、「今、いじめられている」という項目が2月には必ず減って、6月に一番件数が上がる理由を教えてください。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 申し訳ございません、細かい分析をしていないのですが、こちらについて、同じ傾向が見られております。

ここ数年の結果ですけれども、6月に、アンケートが初めて行われますので、小さいことも書こうと、教員が子どもたちに投げかけているところがあるかなと考察しております。

以上でございます。

○教育長 よろしいですか。

近藤委員。

○近藤委員 私がいじめに関してですが、ページ57の5(1)①で、授業の中で、DVDや保健師等を活用してSOSの出し方に関する何かトレーニングを行っているということ、大変興味深く読ませてもらいました。隠れていると重篤化していく、これをどのように表現していくかが非常に重要になると思うのですけれども。これ、どんなふうに行っているのか簡単に教えてください。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 まずDVDですけれども、足立区教育委員会が衛生部と連携して行っている保健師の出前授業を参考にして、東京都が作ったものになっており、足立区が先駆してやっていたものになります。東京都から通知もありまして、足立区におきましては、全学年でSOSの出し方についてやってほしいと言っている

す。特に、1年生、2年生、3年生は、まだ発達段階でもありますので、道徳の中で、または学活の中でふれてほしいと伝えてあります。

資料に記載しましたとおり、5、6年生でSOSの出し方教育ということで、簡単に言えば、誰にも相談できるのだよと、それは恥ずかしいことではないのだということを保護者であれ、近くの人であれ、自分の言葉で発信していこうというところのハードルを低くできるような授業内容になっております。

こちら衛生部に指導案を作っていただき、最初は保健師から授業をしていただいて、その様子を見ながら教員が、指導案をもとに、各クラスの実態に応じて、ブラッシュアップをかけ、年に1回、また中学校でも年1回という形で、発達段階に応じて授業を行っている形になっております。

○教育長 よろしいですか。私も、たしか中学校の授業を見たのですけれども、グループを作って、こういうふうに声をかけてほしいとか、こういうふうに声をかけてもらったら嫌だなとか、そういったものを班ごとにやって、それがいいとか悪いとか、ここはもっとこうしたいほうがいいのか、そんな授業をやっていた記憶があります。

小池委員。

○小池委員 今、小坂課長の話を聞いて非常に納得できたのですけれども。取り組みの成果に関する考察で、「先生への相談」が増加しています。特に中学校が5.7ポイント増えているので、これはとても評価できることじゃないかなと感じています。

よくいじめに関するニュースやなんかで、現場がよく把握し切れていなかったということが報道で流れるわけですが、先生の相談が増えているのはそういう意味で把握できている、できる状況にあるということで、それはこれまでの成果の賜物だなと感じました。

ぜひ、今後も、児童も生徒も教員にすぐ相談

できる雰囲気づくりを続けていってほしいと思います。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 ありがとうございます。そのあたり、今のお言葉をいただきまして、先ほどの近藤委員のご意見等々も含め、生活指導と主任会でも伝え、いい事例について報告し、よりよく教員が子どもたちへ身近に接せられるような雰囲気を作るように、今後も努力してまいりたいと思います。

○教育長 ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

河本委員。

○河本委員 学力調査の意識調査のところ、先ほど説明にもありましたとおり、学力と非認知能力の相関関係があるものもありますが、一方で、53ページ(9)のように、特にこの「将来の夢や目標を持っている」の項目では、かなり高い割合でD層の子どもたちの意識が上がっている。これは大変うれしい結果だと思いますし、学習面だけではなく、子どもたちがだんだん、こうして将来の夢や目標を持っているという思いをアンケートで答えられるのが増えてきていることは、足立区が今までやってきたさまざまな施策の積み重ねが、結果としてあらわれてきているのではないかなと評価できると思います。

ぜひ、こういった意識調査の一つ一つのポイントを大事にして、今後もそういった個に応じた取り組みを強化していってほしいなと思います。

○教育長 ありがとうございます。

学力定着推進課長。

○学力定着推進課長 今委員から、お言葉をいただきましたけれども、施策の効果と、個々の学力だけでフィルターを通すということではありませんが、それぞれの児童・生徒がこういう傾向を持っていることは、校長会だけではなく、現場の教員にも伝わるように、一人ひとり

見てもらいたいということで、委員のコメントとあわせて周知してまいりたいと思っております。

○教育長 ありがとうございます。

小池委員。

○小池委員 今の項目に関連してなのですが、私も将来の夢や目標を持っているという、それから自分の将来の夢や目標の実現に向かって努力したり、工夫・改善したりしているということで、A層だけではなくて、D層の生徒が自分をきちっと評価できているのはすばらしいことだと思います。

そこで、35校あるわけですから、各校には差があると思います。高いところでは、勉強以外に何か、そういう自信を持たせる活動や取り組みをしているのではないかなと思います。

その活動や取り組みをぜひ区内のほかの中学校に広めていただくような、そんなことがあってもいいのではないかなと思います。これは、あくまでも平均値なので、逆に言うと、この学校のD層の子が低いというのもあると思うのです。ぜひ、そういう子どもに勉強だけでなく、ほかのことで自信を持たせていく、そういう活動を広めていっていただけると、より足立区の生徒が将来に向かって自信を持てる、そういう子どもたちになると思いますので、ぜひそこら辺もお願いしたいです。

○教育長 学力定着推進課長。

○学力定着推進課長 各校個別のデータもありますので、そこと比較しながら、なかなか、それが因果関係がどういふことがあるかというところまでは、難しい部分もありますが、仮説を立てながら、様子を見ながら、学校に広げられるものは広げていきたいと考えております。

○教育長 小池委員。

○小池委員 以前に学力定着推進課で、意識調査を調べていただいたときに、例えばボランティア活動に取り組んでいるとか、町会自治会の活動によく出ているとか、そういう数値もあった

と思うのですね。なので、各校特徴があると思いますので、ご確認をよろしくお願いします。

○教育長 ありがとうございます。

私としては、小学校6年生と中学校3年生を比べるだけでも、下がってしまうというのを何とかしたいという思いがあります。

ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

ないようですので、報告事項を終了させていただきます。

その他、何かございますか。よろしいですか。

ないようですので、以上をもちまして、本年第9回足立区教育委員会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後3時48分閉会

令和元年 第 9 回
足立区教育委員会定例会

日 時 令和元年 9 月 12 日 木曜日 午後 3 時 00 分開議
会 場 教育委員会室

1 議 事 日 程

頁

日程第 1	第 56 号議案 足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の送付について……………	1
日程第 2	第 57 号議案 足立区立学校設置条例の一部を改正する条例の送付について	6
日程第 3	第 58 号議案 取り下げ	
日程第 4	第 59 号議案 足立区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	9
日程第 5	第 60 号議案 足立区立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則……	12
日程第 6	第 61 号議案 足立区 ICT 教育推進の基本方針の改定について……………	15
日程第 7	教育長報告	

2 報 告 事 項

- (1) 平成 31 年度（令和元年度）「全国学力・学習状況調査」の調査結果について
《田巻 学力定着推進課長》 45
- (2) 令和元年度「足立区学力定着に関する総合調査」の調査結果（学習意識調査部分）に
ついて
《田巻 学力定着推進課長》 47
- (3) 区立小中学校に在籍する外国籍及び帰国児童・生徒に対する日本語指導に関する検討
状況について
《小坂 教育指導課長》 55
- (4) 「令和元年度第 1 回学校生活及びいじめに関するアンケート調査」報告について
《小坂 教育指導課長》 57
- (5) 令和元年度足立区立小中学校「いじめ認知及び解消の状況（6 月末時点）」について
《小坂 教育指導課長》 62
- (6) 教育 ICT 導入に関する進捗状況等について
《山村 教育改革担当部長》 64
- (7) 「第 2 期足立区子ども・子育て支援事業計画」の施策体系（骨子案）と今後の策定ス
ケジュールについて
《菊地 子ども政策課長》 67
- (8) チューリップシートの改訂について
《門藤 支援管理課長》 72
- (9) ギャラクシティ内プラネタリウム（まるちたいけんドーム）の機器更新に伴う一時休
館について
《濱田 地域文化課長》 76

裏面へ続く

3 情報連絡事項

- (1) 「区内都立学校の今を知る」(パネル展示、説明会)の実施結果について
[学力定着推進課] 77
- (2) 中1夏季勉強合宿の実施結果について
[学力定着推進課] 78
- (3) 令和元年度 第2回学校公開の開催について
[学務課] 79
- (4) 「足立区の学校保健統計書(平成30年度)」の発行について
[学務課] 80
- (5) 小規模保育事業所及び家庭的保育事業者に対する指導検査の実施結果について
[子ども施設指導・支援担当課] 81
- (6) 事業実施報告・実施予定
[青少年課] 84
- (7) 令和元年度 第2回保育再就職セミナーの実施結果について
[子ども施設整備課] 86
- (8) 児童虐待防止推進月間の事業実施について
[こども家庭支援課] 87
- (9) 行事実施結果・実施予定
[生涯学習振興公社] 88

第 5 6 号議案

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
の送付について

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成 1 2 年足立区条例第
6 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 7 条第 1 項中「、若しくは地方公務員法第 1 6 条第 1 号に該当し
て同法第 2 8 条第 4 項の規定により失職し」を削る。

第 2 8 条第 2 号中「（同法第 1 6 条第 1 号に該当して失職した職員を
除く。）」を削る。

第 3 0 条第 1 項中「、若しくは地方公務員法第 1 6 条第 1 号に該当し
て同法第 2 8 条第 4 項の規定により失職し」を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年 1 2 月 1 4 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置
の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律
第 3 7 号）第 4 4 条の規定による改正前の地方公務員法（昭和 2 5 年
法律第 2 6 1 号。以下「旧法」という。）第 1 6 条第 1 号に該当して
旧法第 2 8 条第 4 項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤
勉手当の支給については、この条例による改正後の第 2 7 条第 1 項、
第 2 8 条第 2 号及び第 3 0 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の
例による。

(提案理由)

地方公務員法の改正に伴い、成年被後見人等の権利の制限に係る規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第 5 6 号 議 案 説 明 資 料

令和元年9月12日

件 名	足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の送付について
所管部課名	子ども家庭部子ども政策課
内 容	1 改正の理由 地方公務員法の改正に伴い、成年被後見人等の権利の制限に係る規定を整備する必要があるので、所要の改正を行う。 2 主な改正内容（詳細は、別紙「新旧対照表のとおり」） 成年被後見人及び被保佐人が地方公務員法の欠格条項から削除されることに伴い、期末手当及び勤勉手当の支給規定から文言を削除する。 3 施行年月日 令和元年12月14日から施行する。
今後の方針	令和元年第3回足立区議会定例会へ「足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を提出する。 条例改正後、関連する「足立区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則」「足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則」を改正する。

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正前	改正後
(期末手当) 第27条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。 2～6 (略)	(期末手当) 第27条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。 2～6 (略)
第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1) (略) (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。） (3)・(4) (略) (勤勉手当) 第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは	第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1) (略) (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員 (3)・(4) (略) (勤勉手当) 第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死

改正前	改正後
は地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）について、また同様とする。 2～7 （略）	亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。 2～7 （略） 付 則 （施行期日） 1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。 （経過措置） 2 この条例の施行の日前に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「旧法」という。）第16条第1号に該当して旧法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、この条例による改正後の第27条第1項、第28条第2号及び第30条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第 5 7 号議案

足立区立学校設置条例の一部を改正する条例の送付について
上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区立学校設置条例の一部を改正する条例

足立区立学校設置条例（昭和 3 9 年足立区条例第 9 号）の一部を次の
ように改正する。

別表の 1 小学校の部同綾瀬小学校の項中「綾瀬三丁目 1 2 番 1 5 号」
を「東綾瀬一丁目 5 番 3 号」に改める。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

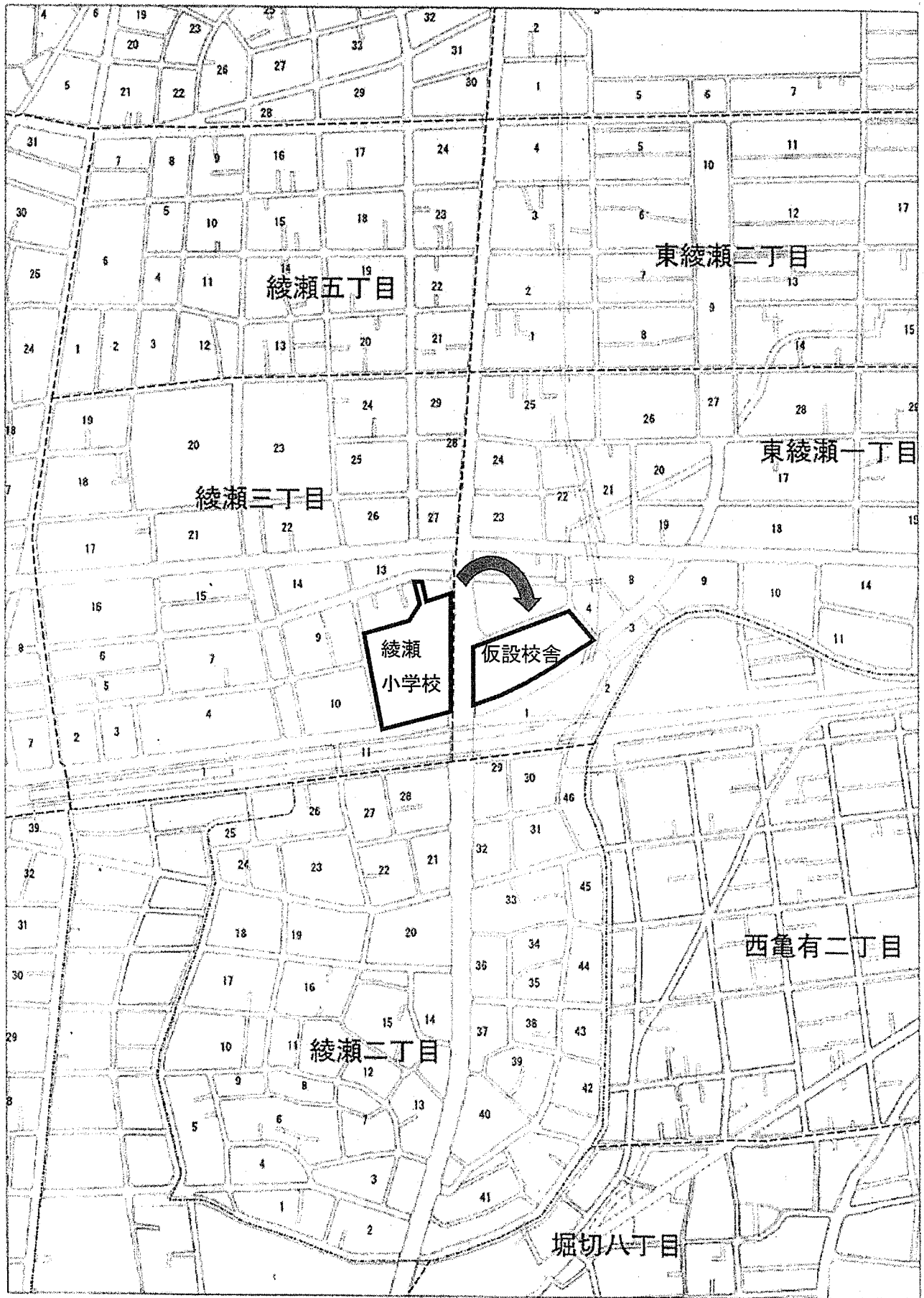
（提案理由）

綾瀬小学校の位置を変更する必要があるので、この条例案を提出いた
します。

第 5 7 号 議 案 説 明 資 料

令和元年9月12日

件 名	足立区立学校設置条例の一部を改正する条例の送付について				
所 管 部 課 名	学校運営部 学校施設課、学校改築担当課				
内 容	1 改正理由 綾瀬小学校の改築に伴い仮設校舎に移転するため、足立区立学校設置条例の一部を改正する。 2 主な改正内容 「綾瀬三丁目12番15号」を「東綾瀬一丁目5番3号」に改める。 (別紙) ※新旧対照表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>改 正 前</th><th>改 正 後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 別表（第2条関係） 1 小学校 名称 位置 同 綾瀬小 同 綾瀬三丁目 学校 12番15号 </td><td> 別表（第2条関係） 1 小学校 名称 位置 同 綾瀬小 同 東綾瀬一丁 学校 目5番3号 </td></tr> </tbody> </table> 3 施行年月日 令和2年4月1日から施行する。	改 正 前	改 正 後	別表（第2条関係） 1 小学校 名称 位置 同 綾瀬小 同 綾瀬三丁目 学校 12番15号	別表（第2条関係） 1 小学校 名称 位置 同 綾瀬小 同 東綾瀬一丁 学校 目5番3号
改 正 前	改 正 後				
別表（第2条関係） 1 小学校 名称 位置 同 綾瀬小 同 綾瀬三丁目 学校 12番15号	別表（第2条関係） 1 小学校 名称 位置 同 綾瀬小 同 東綾瀬一丁 学校 目5番3号				
今後の方針					



0 1:6000 400m

第 5 9 号議案

足立区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
足立区立学校の管理運営に関する規則（昭和 5 3 年足立区教育委員会規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号ア中「国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）第 2 条に規定する体育の日（以下「体育の日」という。）」を「1 0 月の第 2 月曜日前の直近の金曜日」に改め、同号イ中「体育の日の翌日」を「1 0 月の第 2 月曜日前の直近の土曜日」に改める。

付 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

国民の祝日に関する法律の特例の制定に伴い、規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第 5 9 号 議 案 説 明 資 料

令和元年9月12日

件 名	足立区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
所 管 部 課 名	教育指導部教育政策課
内 容	1 改正の理由 東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催による国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の特例により、令和2年の体育の日が7月24日になることに伴い、足立区立学校の管理運営に関する規則の規定を整備する必要があるため。 2 主な改正内容（詳細は、別紙「新旧対照表」のとおり） 学期について、前期の終わりを「10月の第2月曜日の直近の金曜日まで」、後期の始まりを「10月の第2月曜日の直近の土曜日から」に改正する。 3 施行年月日 令和2年4月1日から施行する。
今後の方針	

足立区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表 (案)

別紙

改 正 前	改 正 後
第1条～第2条の2 (省略) (学期及び休業日) 第3条 学校教育法施行令 (昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。) 第29条の規定に基づく小学校及び中学校 (以下「小中学校」という。) の学期及び休業日は、次のとおりとする。 (1) 学期 ア 前期 4月1日から国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) 第2条に規定する体育の日 (以下「体育の日」という。) まで イ 後期 体育の日の翌日から3月31日まで (2) 休業日 ア 夏季休業日 7月21日から8月31日まで イ 冬季休業日 12月26日から1月7日まで ウ 春季休業日 3月26日から4月5日まで エ 開校記念日 オ 都民の日条例 (昭和27年東京都条例第75号) の規定する日 カ その他足立区教育委員会 (以下「委員会」という。) が定める日 2 (省略) 第4条～第31条 (省略)	第1条～第2条の2 (現行のとおり) (学期及び休業日) 第3条 学校教育法施行令 (昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。) 第29条の規定に基づく小学校及び中学校 (以下「小中学校」という。) の学期及び休業日は、次のとおりとする。 (1) 学期 ア 前期 4月1日から10月の第2月曜日前の直近の金曜日まで イ 後期 10月の第2月曜日前の直近の土曜日から3月31日まで (2) 休業日 ア 夏季休業日 7月21日から8月31日まで イ 冬季休業日 12月26日から1月7日まで ウ 春季休業日 3月26日から4月5日まで エ 開校記念日 オ 都民の日条例 (昭和27年東京都条例第75号) の規定する日 カ その他足立区教育委員会 (以下「委員会」という。) が定める日 2 (現行のとおり) 第4条～第31条 (現行のとおり)

付 則 (令和元年 月 日教委規則第 号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

第 6 0 号議案

足立区立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則
足立区立郷土博物館条例施行規則（昭和 6 1 年足立区教育委員会規則
第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 3 号の「1 月 4 日」を「1 月 3 日」に改め、同項第 4
号の「1 2 月 2 8 日」を「1 2 月 2 9 日」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

足立区立郷土博物館の休館日を変更する必要があるため、この規則案
を提出いたします。

第 6 0 号 議 案 説 明 資 料

令和元年 9 月 1 2 日

件 名	足立区立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則
所 管 部 課 名	地域のちから推進部地域文化課
内 容	1 改正の理由 足立区立郷土博物館の年末年始（12月28日及び1月4日）の開館に伴い、休館日に関わる規定の整備を行うため、規則の一部を改正する。 2 主な改正内容 別紙 新旧対照表のとおり 3 施行年月日 公布の日から施行する。
今後の方針	令和元年9月足立区議会開会中における区民委員会にて報告する。区民や利用者に対し、区ホームページで周知を行う。

足立区立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正前	改正後
○足立区立郷土博物館条例施行規則 昭和61年10月22日教育委員会規則第11号 第1条～第6条 (省略) (休館日) 第7条 休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときはこれを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。 (1)～(2) (省略) (3) 1月1日から1月4日まで (4) 12月28日から12月31日まで (5) (省略) 第8条～第11条 (省略) 様式 (省略)	○足立区立郷土博物館条例施行規則 昭和61年10月22日教育委員会規則第11号 第1条～第6条 (現行のとおり) (休館日) 第7条 休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときはこれを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。 (1)～(2) (現行のとおり) (3) 1月1日から1月3日まで (4) 12月29日から12月31日まで (5) (現行のとおり) 第8条～第11条 (現行のとおり) 付 則 (令和元年 月 日教委規則第 号) <u>この規則は、公布の日から施行する。</u> 様式 (現行のとおり)

第 6 1 号議案

足立区 I C T 教育推進の基本方針の改定について
上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区 I C T 教育推進の基本方針の改定について
足立区 I C T 教育推進の基本方針を下記のとおり改定する。

記

- | | | | |
|---|--------|-------|---------------------|
| 1 | 名 | 称 | 足立区 I C T 教育推進の基本方針 |
| 2 | 主な改定内容 | (1) | プログラミング教育の記載変更 |
| | | (2) | 効果検証の記載変更 |
| | | (3) | I C T 機器の整備数量等の更新 |
| | | (4) | 成果指標の変更 |

(提案理由)

I C T 機器の整備状況等を踏まえ、足立区 I C T 教育推進の基本方針を
改定するため、この案を提出いたします。

足立区 I C T 教育推進の基本方針 (改定案)

平成30年9月27日
教育委員会決定
令和元年 月 日改正

1 基本理念

- (1) 情報通信技術 (ICT) の効果的な活用を通じて、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を実現し、子どもたちの学習意欲の向上と学力の定着を目指します。
- (2) 子どもたちが、主体的に情報を捉えて活用し、他者と協働しつつ新たな価値の創造に挑むことができるよう、学習の基盤となる情報活用能力の確実な育成を図ります。

2 取組みの視点

(1) から (4) は教育の質の向上、(5) から (7) は基盤となる ICT 環境の構築に関する取組みの視点です。【 】に記載されている「関連施策番号」は、「3 具体的な施策」に示す施策の番号を指します。

(1) 教科等指導における I C T 導入と活用【関連施策番号：①③④⑤⑧】

わかりやすい授業を実現するとともに、児童・生徒が考えを伝え合い学び合うためのツールである ICT を各教科等の指導に活用することは、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に大きく寄与するものです。具体的には次のような指導を行うことが可能となります。

ア 思考の可視化

距離や時間を問わず児童・生徒の思考の過程や結果を可視化する。

イ 瞬時の共有化

教室やグループでの大勢の考えを、距離を問わずに瞬時に共有する。

ウ 試行の繰り返し

観察・調査したデータなどを入力し、図やグラフなどの作成等を繰り返し行い、試行錯誤する。

小・中学校における英語 4 技能の育成を図る授業では、音声指導と発話機会の設定が不可欠であり、ICT の活用が特に有効です。

一方で、ICT はあくまでツールであり、教員の指導力と相まって初めてその特性・強みが生かされるものです。例えば、流れる情報は大型提示装置、貯めておく情報は黒板をそれぞれ用いるなど、使い分けを工夫する必要があります。各学校においては、タブレット端末や大型提示装置の多様な機能を全て使いこなすこ

とをいきなり目指すのではなく、まず、教員にICT機器を使うことに慣れてもらうことを優先し、前回授業の振り返りやデジタル教科書の活用、教材の拡大提示から始め、徐々に指導方法を高度化させていくなどの運用を図ることが重要です。

また、管理職のリーダーシップのもと、情報教育推進リーダー¹を中心に校内研究を重ね、教科等指導にICTを導入するための具体的な工程を整理するとともに、積極的な活用を促すための具体的な方策について検討する必要があります。あわせて、デジタル教科書の活用や、教員作成の教材の共有等により授業準備にかかる時間を短縮するなど、ICTの活用を教員の負担軽減につなげる視点を持つことも必要です。これらの実現に向け、ICT支援員等による支援を行います。

特別支援教育についても、ICTをツールとして積極的に授業に取り入れることで、読み書き等に関する授業参加における困難さの軽減など、一人一人の障がいの特性に応じた支援の充実が可能となることから、特別支援学級についてもICT機器を整備します。

(2) プログラミング教育の円滑な導入【関連施策番号：①④⑤⑥⑧】

新学習指導要領（2017（平成29年）3月公示）では、小・中・高等学校を通じてプログラミング教育を充実することとし、2020（令和2）年度から小学校においてもプログラミング教育を導入することが盛り込まれました。

プログラミング教育は、児童・生徒が将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としての「プログラミング的思考²」などを育成するものです。

特に、各小学校が積極的にプログラミング教育に取り組めるよう、授業支援ソフトに搭載されているプログラミング教材等の活用に関する教員研修等を実施します。

(3) 体系的な情報教育の推進（情報モラルを含む）【関連施策番号：①②⑤】

新学習指導要領において、情報活用能力（ICTを活用する力、情報モラル³を含む。）が学習の基盤となる資質・能力として位置付けられました。今後、各学校における学校全体及び学校間での系統的な学習（学年間、教科等間）に資するよう、具体的な学習目標の策定等に取り組みます。

また、携帯電話・スマートフォンやSNSが児童・生徒にも急速に普及し、それらの利用に伴う犯罪被害等が生じています。小・中学校では、教育委員会が定

¹ 各学校においてICT教育の推進や教育情報セキュリティの遵守に関する中核的かつ指導的な役割を担う教員

² 自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号をどのように組み合わせたら良いのか、記号の組合せをどのように改善していけばより意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力

³ 情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度

めた「SNS あだちルール」をもとに、児童・生徒が主体となって「SNS 学校ルール」を策定するなど、既に取り組みを進めているところです。情報モラル教育の実施に当たっては、こうした犯罪被害等の防止や、発達段階に応じた情報や情報技術の特性についての理解に関する視点を改めて確認し、取り組んでいくことが重要です。これを支援する観点から、情報モラル教材を整備するとともに、教員研修の充実等に取り組めます。

(4) ICT教育の推進を担う人材の育成【関連施策番号：⑤】

ICT はあくまでツールであり、教員の指導力と相まって初めてその特性・強みが生かされるものです。教員は、タブレット端末を含めた ICT 機器を使いこなし、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びを実現する授業を展開するために必要な指導力を身に付ける必要があります。また、教員が話すときには児童・生徒はタブレット端末の操作を止めるよう指導するなど、これまでの授業よりもさらに規律を確立することが求められます。

現状では、足立区の教員の ICT 活用能力は、全国や東京都と比較しても高いとは言えず、学校間・教員間で ICT の活用についての認識及び指導力に差が存在しており、課題となっています。

こうした状況を踏まえ、特に 2018（平成 30）年度後半から 2019（令和元）年度にかけて管理職や情報教育推進リーダーを中心に、各学校において集中的に、

(1)(2) で述べた視点を踏まえた ICT の活用に関する意識改革を行うとともに、教育委員会主催の教員研修等を活用して ICT 教育の推進を担う人材を育成します。

(5) ICT環境の整備【関連施策番号：⑦】

学校における ICT を活用した学習活動は、試行錯誤、写真・画像等の保存及び活用、インターネットを活用した調べ学習、集めた情報の整理・分析、思考の可視化・提示、知識の共有など、必ずしも高度な機能を活用したものではありません。

限られた財源の中から効率的かつ効果的な ICT 環境を構築するため、機能面の高度化を求めるのではなく、まずは使いやすい仕組みづくりに重点を置いた整備を進めます。

具体的には、文部科学省が「平成 30 年度以降の学校における ICT 環境の整備方針」において定めた項目を優先しつつ、現場からの要望が特に多い、授業時数の多い教員への 1 人 1 台のタブレット端末の配布や、ストレスのないネットワーク環境の構築に重点を置いて整備します。

(6) 推進体制の整備【関連施策番号：⑧】

ICT 機器の導入当初は、教員の ICT を活用した指導方法の確立や、各種機器や通信トラブル等への対応に関する技術的支援を集中的に行う必要があります。また、システムトラブルが生じた際に迅速に対応することも重要です。

これらを踏まえ、推進体制の整備に当たっては、現場からの要望が特に多い、各学校が必要な時に柔軟に対応するために十分な人数の ICT 支援員を配置することを最優先事項に位置付けます。

(7) 教育情報セキュリティ【関連施策番号：⑤⑨】

学校現場では、他の行政事務と異なり、地方公務員以外の者、即ち児童・生徒が情報端末を活用して情報システムにアクセスする機会が多く、今回のタブレット端末の整備等により、その頻度は格段に増大することが想定されます。

また、他の地方公共団体では、学校が保有する機微情報に対する不正アクセス事案が発生しています。これを受けて、文部科学省では、2017（平成 29）年 10 月に「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を策定し、各地方公共団体に対して学校現場の状況に即したセキュリティを確立するよう求めています。

足立区では、教育情報セキュリティに関するリスクへの対策を備えた ICT 環境や関係する規則等を整備します。しかし、こうした制度も厳格に運用されて初めて効果が出るものであり、教職員一人一人が情報モラルを持ってルールを遵守するよう、今回の環境整備を機会として、改めて促していきます。

3 具体的な施策

施策①：モデル校等における ICT 活用事例の作成

モデル校である西新井小学校及び興本扇学園で蓄積された、授業支援ソフトを活用した協働学習等の ICT を活用した主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善事例、プログラミング教育の実践例について取りまとめ、各学校における授業への反映を図ります。あわせて、モデル授業の動画収録等を行うなど、視覚的にわかりやすい形での普及にも取り組みます。

また、特別支援教育も含めた他の地方公共団体における先進事例を収集し、随時各学校へ周知します。

施策②：系統的な情報活用能力に関する学習目標の策定

発達段階に応じた、系統的な情報活用能力に関する具体的な学習目標を策定します。この中で、情報モラルに関する学習目標についても明示します。

施策③：足立スタンダードへの位置付け

ICT 機器の整備状況を踏まえつつ、足立スタンダード推進委員会において議論し、2019（令和元）年度中に足立スタンダードの中に、各教科等の指導や特別支援教育において、ICT 機器をどの場面でどのように用いると主体的・対話的で深い学びを実現することができるのかについて位置付けます。

施策④：学校経営計画への位置付け

ICT 機器の整備状況を踏まえつつ、2019（令和元）年度から学校経営計画に ICT の活用に関する項目を設け、教育委員会として各学校における固有の課題や取り組み方針について具体的に把握し、ICT 支援員と連携したきめ細やかな支援につなげます。

施策⑤：教員研修の実施

学校現場へ ICT やプログラミング教育を導入するためには、学校の中核となる教員の理解を得ることが不可欠です。まず 2018（平成 30）年度から 2019（令和元）年度にかけて、管理職や各学校より選出された情報教育推進リーダー向けに、ICT 機器の操作・活用等の紹介、モデル校による実践事例の紹介等を内容とした集合型研修を集中的に実施します。その上で、実際の機器を用いた ICT 支援員による出前研修や小中連携による研修等の校内研修の充実につなげます。

また、情報モラル教育の充実や教育情報セキュリティの遵守に関する研修についてもあわせて実施します。

施策⑥：地域との連携

プログラミング教育に関し、地域において実施されている発展的な内容を扱う教室等の情報を収集するとともに、意欲・関心の高い児童・生徒に対して周知し、継続的な学びの機会の確保につなげます。

施策⑦：ICT 機器の整備

ICT 機器の整備方針は＜別表 1＞に示す通りです。

施策⑧：ICT 支援員の配置と統括ヘルプデスクの設置

2019（令和元）年度から 2020（令和 2）年度を集中対応期間と位置付け、各学校に週 1 回程度派遣できる体制を構築します。2024（令和 6）年度まで 5 年間をかけて各学校における ICT の定着状況を見ながら、安定的に運用できる体制へ移行していきます。

また、ICT 支援員の派遣や ICT 機器の運用・保守を担当する事業者統括ヘルプデスク機能を持たせ、各学校からの全ての問い合わせを一時的に受け付ける窓口とします。

施策⑨：教育情報セキュリティの強化

教育情報セキュリティ関係規則等を踏まえ、各学校における実施手順の見直しを実施するなど、情報セキュリティの運用体制を強化します。

4 指標と効果検証の方法

(1) 指標

児童・生徒の学習意欲の向上と学力の定着、情報活用能力の確実な育成を図るためには、指標に基づく施策の進捗状況の把握や効果の検証を実施し、必要に応じて見直しや改善を図る PDCA サイクルを構築することが必要です。

このため、施策の進捗状況を把握する観点から＜別表 2＞の通り活動指標を、成果を数値的に把握する観点から＜別表 3＞の通り成果指標をそれぞれ設定することとします。

なお、学習意欲の向上や学力の定着に関する成果指標については、ICT の活用だけでなく、これまで各学校や教育委員会が実施してきた学力向上施策等とあわせて取り組むことで初めて達成できるものであることは言うまでもありません。

(2) 効果検証の方法

効果検証については、有識者、教育委員会、政策経営部及び小中校長会代表者で構成する「足立区 ICT 教育推進協議会」において、年度ごとに教育委員会事務局が取りまとめた各指標の進捗状況を有識者が評価することで、施策の具体的な改善へとつなげます。

当面、導入年度となる 2019（令和元）年度から 3 年間程度については、活動指標に重点を置いて状況の把握に努め、全体に比べて著しく課題を抱える学校に対しては、個別に改善のための支援を行う予定です。

5 基本方針の見直し

本基本方針については、各施策の進捗状況を踏まえて随時「足立区 ICT 教育推進協議会」において検討を行い、必要に応じて見直す予定です。

<別表1> ICT機器の整備方針

※ タブレット端末の数については、あくまで数量上の基準であり、実際の使用者の選定は学校裁量とし、柔軟な活用を促す予定。

※ ICT支援員等については、「3 施策⑧」に記載のとおり。

種類	数量	内容
教員用タブレット 端末	2,040 台	小学校：1,217 台 → 学級担任 1,030+特支固定 49+専科用 138 中学校：719 台 → 国・数・英・社・理・技・体の担当教員 1人1台 教員 621+特支固定 28 +実技教科（技・体除く）用 70 ICT 支援員：104 台 → 1校1台
児童・生徒用 タブレット端末	5,064 台	普通教室：1校40台 → モデル校の西新井小、興本小、扇中は80台 → 児童・生徒が多く、現在PCが80台ある 綾瀬小、新田小・中、十四中も80台 特別支援等用：1校6台
充電保管庫	教員用：106 台 児童・生徒用： 222 台	教員用（30台収容または45台収容）：1校1台（新田小・中は+1） 児童・生徒用（30台収容）：1校2台（モデル校、綾瀬小、新田小・中、十四中は+2）
大型提示装置 +画像伝送機能付き 無線アクセス ポイント	2,235 台	普通教室：1,611 台 → 小 1,030+中 395+夜間 5+特固 77+特支教室 等 104 特別教室：624 台 → 1校6教室 書画カメラ：520 台 → 1校5台
デジタル教科書	5 教科× 全学年	小学校4科目（国・算・社・理） 中学校5科目（国・数・英・社・理） ※ 2020年度以降、小学校の英語も整備
授業支援ソフト	7,104 ライセンス	発表、相互評価、動画活用
端末管理（監視） ソフト	7,104 ライセンス	
プログラミング 教育用ソフト	—	授業支援ソフトに搭載されているプログラミング 教材、スクラッチ 3.0
学習用サーバ	—	方針：学校には配置せず、教育委員会センターに一 元化する 場所：データセンターに配置する 容量：1校当たり 700GB（現 350GB）

<別表2>活動指標一覧

※ 凡例 【目標】…到達目標、【↑】増加（逡増）目標、【↓】減少（逡減）目標

※ 「活動指標」は施策の進捗状況を管理する観点から設定していることや、「活動指標」による重点評価期間は2019（令和元）年度から3年間程度としており（「4（2）効果検証の方法」参照）、2022（令和4）年度以降は「成果指標」へと評価の比重を移す必要があることから、2022（令和4）年度及び2023（令和5）年度分の「活動指標」については、「足立区ICT教育推進協議会」において進捗状況を検証した上で2021（令和3）年度末を目途に見直しや再設定を行うこととする。

1	ICT機器の授業での活用回数【目標】	
	① 教員用タブレット端末や大型提示装置を使用して授業を実施 ^{*1} した教員の割合	
	② 児童・生徒用タブレット端末を用いた授業を実施した教員の割合	
	【データ】アンケート調査を実施 ^{*2}	
	【対象】小学校：全学級担任 中学校：国語・数学・英語・社会・理科の担当教員	
	年度	指標（小学校） ^{*3}
	2019	担任する学級において、週1回以上、教員用タブレット端末や大型提示装置を使用して授業を実施した教員の割合：80%以上
	2020 ～ 2021	担任する学級において、週3回以上、 教員用タブレット端末や大型提示装置を使用して授業を実施した教員の割合：80%以上
		担任する学級において、月1回以上、 児童用タブレット端末を用いた授業を実施した教員の割合：80%以上
	年度	指標（中学校）
	2019	担当する全学級において、週1回以上、教員用タブレット端末や大型提示装置を使用して授業を実施した教員の割合：80%以上
	2020 ～ 2021	担当する全学級において、週当たり以下の回数以上、教員用タブレット端末や大型提示装置を使用して授業を実施した教員の割合：80%以上 国語・数学・英語：2回 社会・理科：1回
		担当する全学級において、半期当たり以下の回数以上、生徒用タブレット端末を用いた授業を実施した教員の割合：50%以上 国語・英語・社会：3回 数学・理科：5回

^{*1} 教員用タブレット端末や大型提示装置を使用して授業を実施するに当たっては、デジタル教科書等を積極的に活用することが望ましい。

*2 具体的には、この指標の達成状況を把握するため、対象の各教員に対し、年間を通して上記の指標に示す頻度を概ね達成できたかどうかについてアンケート調査により質問する予定。

*3 小学校については学級担任制であるため、教科は指定しない。例えば、指標が「週3回以上実施」である場合、以下に示す場合はいずれも指標を満たす扱いとなる。

例1：1週間当たり国語のみ3回実施

例2：1週間当たり算数2回＋理科1回＝合計3回実施

例3：1週間当たり算数1回＋社会1回＋体育1回＝合計3回実施

プログラミング教育の実施回数【目標】			
【データ】アンケート調査を実施*			
【対象】小学校：4年生～6年生の学級担任、中学校：技術の担当教員			
2	年度	指標	
		小学校	中学校
	2020 ～ 2021	担任する学級において、半期に1回以上、総合的な学習の時間またはいずれかの教科において教員用または児童用タブレット端末を用いてプログラミング教育を実施した教員の割合：80%以上	担当する全学級において、半期に1回以上、情報の科目において教員用または生徒用タブレット端末を用いてプログラミング教育を実施した教員の割合：80%以上

* 「活動指標1」*2と同じ。

教員研修受講状況【目標】			
【データ】区主催のICT教育関連研修会の出欠データ等			
【対象】小中学校：管理職及び情報教育推進リーダー等			
3	年度	指標	
		管理職、情報教育推進リーダー	各教員
	2019	管理職及び情報教育推進リーダー（複数いる学校の場合はいずれか1名。以下において同じ）が区主催のICT教育関連研修を1回以上受講した学校の割合：100%	年1回以上、ICT教育関連の校内研修または校内研究を実施した学校の割合：100%
	2020 ～ 2021	2年間で管理職及び情報教育推進リーダーが区主催のICT教育関連研修を1回以上受講した学校の割合：100%	

＜別表 3＞成果指標一覧

※ 凡例 【目標】…到達目標、【↑】増加（逦増）目標、【↓】減少（逦減）目標

1	「足立区学力定着に関する総合調査（学習意識調査）」の「勉強が好きだ」の質問に肯定的に回答した児童・生徒の割合【↑】	
	【データ】足立区学力定着に関する総合調査（学習意識調査）	
	【対象】小学校2年生～6年生・中学校全学年	
	基準年	2019（令和元）年度

2	「足立区学力定着に関する総合調査（学習意識調査）」の「学校での授業がわかる」の質問に肯定的に回答した児童・生徒の割合【小：目標（85%以上維持）】【中：↑】	
	【データ】足立区学力定着に関する総合調査（学習意識調査）	
	【対象】小学校2年生～6年生・中学校全学年	
	基準年	2019（令和元）年度

3	「足立区学力定着に関する総合調査（学習意識調査）」の「学校での授業は楽しい」の質問に肯定的に回答した児童・生徒の割合【小：目標（85%以上維持）】【中：↑】	
	【データ】足立区学力定着に関する総合調査（学習意識調査）	
	【対象】小学校2年生～6年生・中学校全学年	
	基準年	2019（令和元）年度

4	「足立区学力定着に関する総合調査（学習意識調査）」の （1）「日常生活の中で、自分の思いや考えを積極的に話している」 （2）「授業の時間に、いろいろな考え方を発表しあうことは好きだ」 の質問に肯定的に回答した児童・生徒の割合【↑】	
	【データ】足立区学力定着に関する総合調査（学習意識調査）	
	【対象】（1）小学校2年生～6年生・中学校全学年 （2）小学校4年生～6年生・中学校全学年	
	基準年	2019（令和元）年度

5	「先生から示された課題や自分で立てた課題について、インターネットや図書等から必要な情報を集め、整理することができる」の質問に肯定的に回答した児童・生徒の割合【↑】	
	【データ】足立区学力定着に関する総合調査（学習意識調査）	
	【対 象】小学校 4 年生～6 年生・中学校全学年	
	基準年	2019（令和元）年度

6	「足立区学力定着に関する総合調査（学習定着度調査）」の児童・生徒の通過率【↑】	
	【データ】足立区学力定着に関する総合調査（学習定着度調査）	
	【対 象】小学校 2 年生～6 年生・中学校全学年	
	基準年	2019（令和元）年度

7	「全国学力・学習状況調査」の児童・生徒の平均正答率【↑】	
	【データ】全国学力・学習状況調査	
	【対 象】小学校 6 年生・中学校 3 年生	
	基準年	2019（令和元）年度

8	以下の I C T の効果に関する各項目に「非常にあてはまる」または「ややあてはまる」と回答した教員の割合【↑】	
	(1) 教員用タブレット端末の写真機能の使用	
	ア 前時の振り返りが効率的にできた。	
	イ 子どもの活動記録を効果的に授業に活用することができた。	
	ウ 教員用タブレット端末の写真機能を使用することで、子どもが学習内容をより理解することができた。	
	(2) 教員用タブレット端末のデジタル教科書の使用	
	ア 視覚的に分かりやすい授業ができた。	
	イ 子どもが学習内容をより理解することができた。	
	【データ】アンケート調査を実施	
	【対 象】小学校：全学級担任、中学校：国語・数学・英語・社会・理科の担当教員	
	基準年	2019（令和元）年

足立区 ICT 教育推進の基本方針
(改定案)

平成 30 年 9 月 27 日
教育委員会決定
令和元年 月 日改正

1 基本理念

- (1) 情報通信技術 (ICT) の効果的な活用を通じて、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を実現し、子どもたちの学習意欲の向上と学力の定着を目指します。
- (2) 子どもたちが、主体的に情報を捉えて活用し、他者と協働しつつ新たな価値の創造に挑むことができるよう、学習の基盤となる情報活用能力の確実な育成を図ります。

2 取組みの視点

(1) から (4) は教育の質の向上、(5) から (7) は基盤となる ICT 環境の構築に関する取組みの視点です。【 】に記載されている「関連施策番号」は、「3 具体的な施策」に示す施策の番号を指します。

(1) 教科等指導における ICT 導入と活用【関連施策番号：①③④⑤⑧】

わかりやすい授業を実現するとともに、児童・生徒が考えを伝え合い学び合うためのツールである ICT を各教科等の指導に活用することは、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に大きく寄与するものです。具体的には次のような指導を行うことが可能となります。

ア 思考の可視化

距離や時間を問わず児童・生徒の思考の過程や結果を可視化する。

イ 瞬時の共有化

教室やグループでの大勢の考えを、距離を問わずに瞬時に共有する。

ウ 試行の繰り返し

観察・調査したデータなどを入力し、図やグラフなどの作成等を繰り返し行い、試行錯誤する。

小・中学校における英語 4 技能の育成を図る授業では、音声指導と発話機会の設定が不可欠であり、ICT の活用が特に有効です。

一方で、ICT はあくまでツールであり、教員の指導力と相まって初めてその特性・強みが生かされるものです。例えば、流れる情報は大型提示装置、貯めておく情報は黒板をそれぞれ用いるなど、使い分けを工夫する必要があります。各学校においては、タブレット端末や大型提示装置の多様な機能を全て使いこなすこ

【参考資料】見え消し版

とをいきなり目指すのではなく、まず、教員にICT機器を使うことに慣れてもらうことを優先し、前回授業の振り返りやデジタル教科書の活用、教材の拡大提示から始め、徐々に指導方法を高度化させていくなどの運用を図ることが重要です。

また、管理職のリーダーシップのもと、情報教育推進リーダー¹を中心に校内研究を重ね、教科等指導にICTを導入するための具体的な工程を整理するとともに、積極的な活用を促すための具体的な方策について検討する必要がありますことが求められます。

あわせて、デジタル教科書の活用や、教員作成の教材の共有等により授業準備にかかる時間を短縮するなど、ICTの活用を教員の負担軽減につなげる視点を持つことも必要です。これらの実現に向け、ICT支援員等による支援を行います。

特別支援教育についても、ICTをツールとして積極的に授業に取り入れることで、読み書き等に関する授業参加における困難さの軽減など、一人一人の障がいの特性に応じた支援の充実が可能となることから、特別支援学級についてもICT機器を整備しますが期待されます。

(2) プログラミング教育の円滑な導入【関連施策番号：①④⑤⑥⑧】

新学習指導要領（2017（平成29年）3月公示）では、小・中・高等学校を通じてプログラミング教育を充実することとし、2020（令和2）年度から小学校においてもプログラミング教育を導入することが盛り込まれました。

プログラミング教育は、児童・生徒が将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としての「プログラミング的思考²」などを育成するものです。

特に、各小学校が積極的にプログラミング教育に取り組めるよう、授業支援ソフトに搭載されているプログラミング教材等の活用に関する教員研修等を実施します。

(3) 体系的な情報教育の推進（情報モラルを含む）【関連施策番号：①②⑤】

新学習指導要領において、情報活用能力（ICTを活用する力、情報モラル³を含む。）が学習の基盤となる資質・能力として位置付けられました。今後、各学校におけるでは、学校全体及び学校間での系統的な学習（学年間、教科等間）に資するよう、具体的な学習目標の策定等に取り組めます取り組むことが求められます。

また、携帯電話・スマートフォンやSNSが児童・生徒にも急速に普及し、そ

¹ 各学校においてICT教育の推進や教育情報セキュリティの遵守に関する中核的かつ指導的な役割を担う教員

² 自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号をどのように組み合わせたら良いのか、記号の組合せをどのように改善していけばより意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力

³ 情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度

【参考資料】見え消し版

これらの利用に伴う犯罪被害等が生じています。小・中学校では、教育委員会が定めた「SNS あだちルール」をもとに、児童・生徒が主体となって「SNS 学校ルール」を策定するなど、既に取り組みを進めているところです。が、情報モラル教育の実施に当たっては、こうした犯罪被害等の防止や、発達段階に応じた情報や情報技術の特性についての理解に関する視点を改めて確認し、取り組んでいくことが重要です。これを支援する観点から、情報モラル教材を整備するとともに、教員研修の充実等に取り組めます。

（４）ICT教育の推進を担う人材の育成【関連施策番号：⑤】

ICT はあくまでツールであり、教員の指導力と相まって初めてその特性・強みが生かされるものです。教員は、タブレット端末を含めた ICT 機器を使いこなし、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びを実現する授業を展開するために必要な指導力を身に付ける必要があります。また、教員が話すときには児童・生徒はタブレット端末の操作を止めるよう指導するなど、これまでの授業よりもさらに規律を確立することが求められます。

現状では、足立区の教員の ICT 活用能力は、全国や東京都と比較しても高いとは言えず、学校間・教員間で ICT の活用についての認識及び指導力に差が存在しており、課題となっています。

こうした状況を踏まえ打開するためには、特に 2018（平成 30）年度後半から 2019（令和元平成 31）年度にかけて管理職や情報教育推進リーダーを中心に、各学校において集中的に、（１）（２）で述べた視点を踏まえた ICT の活用に関する意識改革を行うとともに、教育委員会主催の教員研修等を活用して ICT 教育の推進を担う人材を育成しますことが求められます。

（５）ICT環境の整備【関連施策番号：⑦】

学校における ICT を活用した学習活動は、試行錯誤、写真・画像等の保存及び活用、インターネットを活用した調べ学習、集めた情報の整理・分析、思考の可視化・提示、知識の共有など、必ずしも高度な機能を活用したものではありません。

限られた財源の中から効率的かつ効果的な ICT 環境を構築するため、機能面の高度化を求めるのではなく、まずは使いやすい仕組みづくりに重点を置いた整備を進めます。

具体的には、文部科学省が「平成 30 年度以降の学校における ICT 環境の整備方針」において定めた項目を優先しつつ、現場からの要望が特に多い、授業時数の多い教員への 1 人 1 台のタブレット端末の配布や、ストレスのないネットワーク環境の構築に重点を置いて整備します。

（６）推進体制の整備【関連施策番号：⑧】

ICT 機器の導入当初は、教員の ICT を活用した指導方法の確立や、各種機器や通信トラブル等への対応に関する技術的支援を集中的に行う必要があります。

【参考資料】見え消し版

また、システムトラブルが生じた際に迅速に対応することも重要です。

これらを踏まえ、推進体制の整備に当たっては、現場からの要望が特に多い、各学校が必要な時に柔軟に対応するために十分な人数の ICT 支援員を配置することを最優先事項に位置付けます。

(7) 教育情報セキュリティ【関連施策番号：⑤⑨】

学校現場では、他の行政事務と異なり、地方公務員以外の者、即ち児童・生徒が情報端末を活用して情報システムにアクセスする機会が多く、今回のタブレット端末の整備等により、その頻度は格段に増大することが想定されます。

また、他の地方公共団体では、学校が保有する機微情報に対する不正アクセス事案が発生しています。これを受けて、文部科学省では、2017（平成 29）年 10 月に「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を策定し、各地方公共団体に対して学校現場の状況に即したセキュリティを確立するよう求めています。

足立区では、教育情報セキュリティに関するリスクへの対策を備えた ICT 環境や関係する規則等を整備しますを構築するとともに、~~関係する規則等について見直す予定です。~~しかし、こうした制度も厳格に運用されて初めて効果が出るものであり、教職員一人一人が情報モラルを持ってルールを遵守するよう、今回の環境整備を機会として、改めて促してまいりますことが求められます。

3 具体的な施策

施策①：モデル校等における ICT 活用事例の作成

モデル校である西新井小学校及び興本扇学園で蓄積された、授業支援ソフトを活用した協働学習等の ICT を活用した主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善事例、プログラミング教育の実践例について取りまとめ、各学校における授業への反映を図ります。あわせて、モデル授業の動画収録等を行うなど、視覚的にわかりやすい形での普及にも取り組みます。

また、特別支援教育も含めた他の地方公共団体における先進事例を収集し、随時各学校へ周知します。

施策②：系統的な情報活用能力に関する学習目標の策定

発達段階に応じた、系統的な情報活用能力に関する具体的な学習目標を、新学習指導要領において示された「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱に沿って策定します。この中で、情報モラルに関する学習目標についても明示します。

施策③：足立スタンダードへの位置付け

ICT 機器の整備状況を踏まえつつ、足立スタンダード推進委員会において議

【参考資料】見え消し版

論し、2019（~~令和元~~平成31）年度中に足立スタンダードの中に、各教科等の指導や特別支援教育において、ICT 機器をどの場面でどのように用いると主体的・対話的で深い学びを実現することができるのかについて位置付けます。

施策④：学校経営計画への位置付け

ICT 機器の整備状況を踏まえつつ、2019（~~令和元~~平成31）年度から学校経営計画に ICT の活用に関する項目を設け、教育委員会として各学校における固有の課題や取り組み方針について具体的に把握し、ICT 支援員と連携したきめ細やかな支援につなげます。

施策⑤：教員研修の実施

学校現場へ ICT やプログラミング教育を導入するためには、学校の中核となる教員の理解を得ることが不可欠です。まず 2018（平成 30）年度から 2019（~~令和元~~平成31）年度にかけて、管理職や各学校より選出された情報教育推進リーダー向けに、ICT 機器の操作・活用等の紹介、モデル校による実践事例の紹介等を内容とした集合型研修を集中的に実施します。その上で、実際の機器を用いた ICT 支援員による出前研修や小中連携による研修等の校内研修の充実につなげます。

また、情報モラル教育の充実や教育情報セキュリティの遵守に関する研修についてもあわせて実施します。

施策⑥：地域との連携

プログラミング教育に関し、地域において実施されている発展的な内容を扱う教室等の情報を収集するとともに、意欲・関心の高い児童・生徒に対して周知し、継続的な学びの機会の確保につなげます。

施策⑦：I C T 機器の整備

ICT 機器の整備方針は＜別表 1＞に示す通りです。

施策⑧：I C T 支援員の配置と統括ヘルプデスクの設置

2019（~~令和元~~平成31）年度から 2020（~~令和 2~~）年度を集中対応期間と位置付け、各学校に週 1 回程度派遣できる体制を構築します。2024（~~令和 6~~）年度まで 5 年間をかけて各学校における ICT の定着状況を見ながら、安定的に運用できる体制へ移行していきます。

また、ICT 支援員の派遣や ICT 機器の運用・保守を担当する事業者統括ヘルプデスク機能を持たせ、各学校からの全ての問い合わせを一時的に受け付ける窓口とします。

施策⑨：教育情報セキュリティの強化関係規則等の見直し

教育委員会では、ICT 機器の整備状況を踏まえつつ、~~2018（平成 30）年度~~

【参考資料】見え消し版

~~未までに教育情報セキュリティ関係規則等を踏まえを見直す予定です。同時に、各学校における実施手順の見直しを実施するなど、情報セキュリティの運用体制を強化するための具体的な方策についても並行して検討します。~~

4 指標と効果検証の方法

(1) 指標

児童・生徒の学習意欲の向上と学力の定着、情報活用能力の確実な育成を図るためには、指標に基づく施策の進捗状況の把握や効果の検証を実施し、必要に応じて見直しや改善を図る PDCA サイクルを構築することが必要です。

このため、施策の進捗状況を把握する観点から＜別表 2＞の通り活動指標を、成果を数値的に把握する観点から＜別表 3＞の通り成果指標をそれぞれ設定することとします。

なお、学習意欲の向上や学力の定着に関する成果指標については、ICT の活用だけでなく、これまで各学校や教育委員会が実施してきた学力向上施策等とあわせて取り組むことで初めて達成できるものであることは言うまでもありません。

~~また、成果指標について、＜別表 2＞に掲げる「勉強が好きだ」「学校での授業がわかる」の質問に肯定的に回答した児童・生徒の割合といった項目に加えて、児童・生徒の「情報活用能力」に関する指標を今後設定する予定です（例：「特定のテーマ・課題について、インターネットや図書等から必要な情報を集め、整理することができる」の質問に肯定的に回答した児童・生徒の割合等）。具体的な設定方法については引き続き検討し、2018（平成 30）年度中に結論を得、本基本方針に反映させる予定です。~~

(2) 効果検証の方法

効果検証については、有識者、教育委員会、政策経営部及び小中校長会代表者で構成する「足立区 ICT 教育推進協議会会議」において有識者を加え、年度ごとに教育委員会事務局が取りまとめた各指標の進捗状況を有識者が評価することで、施策の具体的な改善へとつなげます。

当面、導入年度となる 2019（令和元平成 31）年度から 3 年間程度については、活動指標に重点を置いて状況の把握に努め、全体に比べて著しく課題を抱える学校に対しては、個別に改善のための支援を行う予定です。

5 基本方針の見直し

本基本方針については、各施策の進捗状況を踏まえて随時「足立区 ICT 教育推進協議会会議」において検討を行い、必要に応じて見直す予定です。

【参考】指標一覧（詳細については別表2、3参照）

成果指標		区の現状（2018）	目標
1	「勉強が好きだ」の質問に肯定的に回答した児童・生徒の割合（区調査）	小 73.4%	↑
		中 37.8%	
2	「学校での授業がわかる」の質問に肯定的に回答した児童・生徒の割合（区調査）	小 89.3%	85%以上維持 ↑
		中 73.9%	
3	「日常生活の中で、自分の思いや考えを積極的に話している」の質問に肯定的に回答した児童・生徒の割合（区調査） 「算数・数学の時間に、いろいろな考え方を発表し合うことは好き」の質問に肯定的に回答した児童・生徒の割合（区調査）	小 59.4%	↑
		中 68.6%	
		小 67.1%	
		中 45.2%	
4	「情報活用能力」に関する指標を今後設定予定）	＝	＝
5	児童・生徒の通過率（区調査）	小 2019年度を基準とする 中	↑
6	児童・生徒の平均正答率（全国調査）	小 国：A 70.7% B 57.7% 算：A 66.4% B 52.9%	↑
		中 国：A 74.6% B 60.1% 数：A 63.7% B 44.2%	
7	正答率 80%（高得点層）の児童・生徒、40%（低得点層）の児童・生徒の割合（区調査）	小 2019年度を基準とする 中	高：↑ 低：↓
8	以下に関する能力について肯定的に回答した教員の割合 A 教材研究・指導の準備・評価 B 授業中の ICT 活用 C 児童・生徒の ICT 活用 D 情報モラル	小 A：75.5% B：64.2% C：58.9% D：74.6% —(2017)—	↑
		中 A：73.0% B：64.0% C：59.2% D：79.1% —(2017)—	

<別表1> ICT機器の整備方針

※ タブレット端末の数については、あくまで数量上の基準であり、実際の使用者の選定は学校裁量とし、柔軟な活用を促す予定。

※ ICT支援員等については、「3 施策⑧」に記載のとおり。

種類	数量	内容
教員用タブレット 端末	<u>2,040</u> 台 <u>2,084</u> 台	小学校：1,217 1,203 台 → 学級担任 <u>1,030</u> 1,023 + 特支固定 <u>494</u> 2 + 専科用 138 中学校：719 777 台 → 国・数・英・社・理・技・体の担当教員 1人1台 教員 <u>621</u> 677 + 特支固定 <u>283</u> 0 + 実技教科（技・体除く）用 70 ICT支援員：104 台 → 1校1台
児童・生徒用 タブレット端末	5,064 台	普通教室：1校40台 → モデル校の西新井小、興本小、扇中は80台 → 児童・生徒が多く、現在PCが80台ある 綾瀬小、新田小・中、十四中も80台 特別支援等用：1校6台
充電保管庫	教員用：106 台 児童・生徒用： <u>222</u> 台 <u>216</u> 台	教員用（30台収容または45台収容）：1校1台（新田小・中は+1） 児童・生徒用（30台収容）：1校 <u>21</u> 台（モデル校、綾瀬小、新田小・中、十四中は+21）
大型提示装置 +画像伝送機能付き 無線アクセス ポイント	<u>2,235</u> 台 <u>2,232</u> 台	普通教室：1,611 1,608 台 → 小 <u>1,030</u> 1,023 + 中 <u>395</u> 403 + 夜間 <u>56</u> + 特固 <u>77</u> 42 + 特支教室等 104 特別教室：624 台 → 1校6教室 書画カメラ：520 台 → 1校5台
デジタル教科書	5教科× 全学年	小学校4科目（国・算・社・理） 中学校5科目（国・数・英・社・理） ※ 2020年度以降、小学校の英語も整備
授業支援ソフト	<u>7,104</u> 7,148 ライセンス	発表、相互評価、動画活用
端末管理（監視） ソフト	<u>7,104</u> 7,148 ライセンス	
プログラミング 教育用ソフト	—	授業支援ソフトに搭載されているプログラミング教材、スクラッチ 3.0 ・— 無償ソフトを採用する ・— 全校統一のものを選定する
学習用サーバ	—	方針：学校には配置せず、教育委員会センターに一元化する 場所：庁舎内に置けない場合は、データセンターに

種類	数量	内容
		配置を活用する 容量：1校当たり <u>700500</u> GB（現 350GB）

＜別表２＞活動指標一覧

※ 凡例 【目標】…到達目標、【↑】増加（逡増）目標、【↓】減少（逡減）目標

※ 「活動指標」は施策の進捗状況を管理する観点から設定していることや、「活動指標」による重点評価期間は2019（令和元）年度から3年間程度としており（「4（2）効果検証の方法」参照）、2022（令和4）年度以降は「成果指標」へと評価の比重を移す必要があることから、2022（令和4）年度及び2023（令和5）年度分の「活動指標」については、「足立区ICT教育推進協議会会議」において進捗状況を検証した上で2021（令和3）年度末を目途に見直しや再設定を行うこととする。

1	ICT機器の授業での活用回数【目標】	
	① 教員用タブレット端末や大型提示装置を使用して授業を実施*1した教員の割合	
	② 児童・生徒用タブレット端末を用いた授業を実施した教員の割合	
	【データ】アンケート調査を実施*2	
	【対象】小学校：全学級担任 中学校：国語・数学・英語・社会・理科の担当教員	
	年度	指標（小学校）*3
	2019	担任する学級において、週1回以上、教員用タブレット端末や大型提示装置を使用して授業を実施した教員の割合：80%以上
	2020 ～ 2021	担任する学級において、週3回以上、教員用タブレット端末や大型提示装置を使用して授業を実施した教員の割合：80%以上 担任する学級において、月1回以上、児童用タブレット端末を用いた授業を実施した教員の割合：80%以上
	年度	指標（中学校）
	2019	担当する全学級において、週1回以上、教員用タブレット端末や大型提示装置を使用して授業を実施した教員の割合：80%以上
	2020 ～ 2021	担当する全学級において、週当たり以下の回数以上、教員用タブレット端末や大型提示装置を使用して授業を実施した教員の割合：80%以上 国語・数学・英語：2回 社会・理科：1回 担当する全学級において、半期当たり以下の回数以上、生徒用タブレット端末を用いた授業を実施した教員の割合：50%以上 国語・英語・社会：3回 数学・理科：5回

*1 教員用タブレット端末や大型提示装置を使用して授業を実施するに当たっては、デジタル教科書等を積極的に活用することが望ましい。

*2 具体的には、この指標の達成状況を把握するため、対象の各教員に対し、年間を通して上記の指標に示す頻度を概ね達成できたかどうかについてアンケート調査により質問する予定。

*3 小学校については学級担任制であるため、教科は指定しない。例えば、指標が「週 3 回以上実施」である場合、以下に示す場合はいずれも指標を満たす扱いとなる。

例 1：1 週間当たり国語のみ 3 回実施

例 2：1 週間当たり算数 2 回＋理科 1 回＝合計 3 回実施

例 3：1 週間当たり算数 1 回＋社会 1 回＋体育 1 回＝合計 3 回実施

プログラミング教育の実施回数【目標】		
【データ】アンケート調査を実施*		
【対 象】小学校：4 年生～6 年生の全学級担任、中学校：技術の担当教員		
年度	指標	
	小学校	中学校
2 2020 ～ 2021	担任する学級において、半期に 1 回以上、総合的な学習の時間またはいずれかの教科において教員用または児童用タブレット端末を用いてプログラミング教育を実施した教員の割合：80%以上	担当する全学級において、半期に 1 回以上、情報の科目において教員用または生徒用タブレット端末を用いてプログラミング教育を実施した教員の割合：80%以上

* 「活動指標 1」*2 と同じ。

教員研修受講状況【目標】		
【データ】区主催の ICT 教育関連研修会の出欠データ等		
【対 象】小中学校：管理職及び情報教育推進リーダー等		
年度	指標	
	管理職、情報教育推進リーダー	各教員
3 2019	管理職及び情報教育推進リーダー（複数いる学校の場合はいずれか 1 名。以下において同じ）が区主催の ICT 教育関連研修を 1 回以上受講した学校の割合：100%	年 1 回以上、ICT 教育関連の校内研修または校内研究を実施した学校の割合：100%
2020 ～ 2021	2 年間で管理職及び情報教育推進リーダーが区主催の ICT 教育関連研修を 1 回以上受講した学校の割合：100%	

<別表3>成果指標一覧

※ 凡例 【目標】…到達目標、【↑】増加（通増）目標、【↓】減少（通減）目標

1	「足立区基礎学力定着に関する総合調査（学習意識調査）」の「勉強が好きだ」の質問に肯定的に回答した児童・生徒の割合【↑】	
	【データ】足立区基礎学力定着に関する総合調査（学習意識調査）	
	【対 象】小学校2年生～6年生・中学校全学年	
	基準年区の現状 —(基準値)—	2019（令和元）年度 ■小学2年～6年：73.4% ■中学1年～3年：37.8% —(2018（平成30）年度)—

2	「足立区基礎学力定着に関する総合調査（学習意識調査）」の「学校での授業がわかる」の質問に肯定的に回答した児童・生徒の割合【小：目標（85%以上維持）】【中：↑】	
	【データ】足立区基礎学力定着に関する総合調査（学習意識調査）	
	【対 象】小学校2年生～6年生・中学校全学年	
	基準年区の現状 —(基準値)—	2019（令和元）年度 ■小学2年～6年：89.3%【目標：85%以上を維持】 ■中学1年～3年：73.9%【↑】 —(2018（平成30）年度)—

3	「足立区学力定着に関する総合調査（学習意識調査）」の「学校での授業は楽しい」の質問に肯定的に回答した児童・生徒の割合【小：目標（85%以上維持）】【中：↑】	
	【データ】足立区学力定着に関する総合調査（学習意識調査）	
	【対 象】小学校2年生～6年生・中学校全学年	
	基準年	2019（令和元）年度

43	「足立区基礎学力定着に関する総合調査（学習意識調査）」の （1）「日常生活の中で、自分の思いや考えを積極的に話している」 （2）「授業算数・数学の時間に、いろいろな考え方を発表しあ合うことは好きだ」	
	の質問に肯定的に回答した児童・生徒の割合【↑】	
	【データ】足立区基礎学力定着に関する総合調査（学習意識調査）	
	【対 象】（1）小学校2年生～6年生・中学校全学年 （2）小学校4年生～6年生・中学校全学年	

	基準年区の現 状 —(基準値)— ※—2019(平成31)年度より、調査の内容及び実施方式が変更される可能性があることから、上記の2項目を統合して新たな指標を作成することとも検討。	2019(令和元)年度<日常生活の中で、自分の思いや考えを積極的に話している> ■小学2年～6年：59.4% ■中学1年～3年：68.6% <算数・数学の時間に、いろいろな考え方を発表し合うことは好き> ■小学4年～6年：67.1% ■中学1年～3年：45.2% —(2018(平成30)年度)—
--	--	---

54	※—「先生から示された課題や自分で立てた課題について、インターネットや図書等から必要な情報を集め、整理することができる児童・生徒の「情報活用能力」に関する指標を今後設定する予定(例：「特定のテーマ・課題について、インターネットや図書等から必要な情報を集め、整理することができる」の質問に肯定的に回答した児童・生徒の割合【↑】等)— 【データ】足立区基礎学力定着に関する総合調査(学習意識調査) 【対象】小学校4年生～6年生・中学校全学年※—今後検討	
	基準年区の現 状 —(基準値)—	2019(令和元)年度※—今後検討

65	「足立区基礎学力定着に関する総合調査(学習定着度調査)」の児童・生徒の通過率【↑】 【データ】足立区基礎学力定着に関する総合調査(学習定着度調査) 【対象】小学校2年生～6年生・中学校全学年	
	基準年区の現 状 —(基準値)—	2019(令和元)年度※—2019(平成31)年度の通過率データを基準値に設定予定(同年度より、調査の内容及び実施方式が変更される可能性があるため)。

76	「全国学力・学習状況調査」の児童・生徒の平均正答率【↑】	
	【データ】全国学力・学習状況調査	
	【対象】小学校6年生・中学校3年生	
	基準年区の現状 (基準値)	2019(令和元)年度 ■小学校 国語 A 70.7%、国語 B 57.7%、算数 A 66.4%、算数 B 52.9% ■中学校 国語 A 74.6%、国語 B 60.1%、数学 A 63.7%、数学 B 44.2% (2018(平成30)年度)

7	「足立区基礎学力定着に関する総合調査(学習定着度調査)」の正答率80%(高得点層)の児童・生徒、40%(低得点層)の児童・生徒の割合【高得点層↑、低得点層↓】	
	【データ】足立区基礎学力定着に関する総合調査(学習定着度調査)	
	【対象】小学校2年生～6年生・中学校全学年	
	区の現状 (基準値)	※ 2019(平成31)年度の正答率データを基準値に設定予定(同年より、調査の内容及び実施方式が変更される可能性があるため)。

8	以下のICT「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」の「A 教材研究・指導の準備・評価などにICTを活用する能力」「B 授業中にICTを活用して指導する能力」「C 児童・生徒のICT活用を指導する能力」「D 情報モラルなどを指導する能力」の効果に関する各項目に「わりにできる非常にあてはまる」または「ややできるあてはまる」と回答した教員の割合【↑】	
	(1) 教員用タブレット端末の写真機能の使用	
	ア 前時の振り返りが効率的にできた。 イ 子どもの活動記録を効果的に授業に活用することができた。 ウ 教員用タブレット端末の写真機能を使用することで、子どもが学習内容をより理解することができた。	
	(2) 教員用タブレット端末のデジタル教科書の使用	
	ア 視覚的に分かりやすい授業ができた。 イ 子どもが学習内容をより理解することができた。	
	【データ】アンケート学校における教育の情報化の実態等に関する調査を実施 【対象】小学校：全学級担任、中学校：国語・数学・英語・社会・理科の担当教員 小・中学校の教員	
	基準年区の現状	2019(令和元)年 A 教材研究・指導の準備・評価などにICTを活用する能力

	(基準値) 小学校：75.5%、中学校：78.0% B 授業中に ICT を活用して指導する能力 小学校：64.2%、中学校：64.0% C 児童・生徒の ICT 活用を指導する能力 小学校：58.9%、中学校：59.2% D 情報モラルなどを指導する能力 小学校：74.6%、中学校：79.1% (2017 (平成 29) 年度)
--	---

第 6 1 号 議 案 説 明 資 料

令和元年 9 月 1 2 日

件 名	足立区 I C T 教育推進の基本方針の改定について
所管部課名	教育改革担当部 教育改革担当課 教育指導部 教育政策課、学力定着推進課、英語教育推進担当課
内 容	1 改定の理由 本年 1 0 月からの教育 I C T 本格導入に向けた機器の整備状況等を踏まえ、「足立区 I C T 教育推進の基本方針」を改定するものである。 2 主な改定内容 (1) プログラミング教育に関する記載の変更 (p 1 7 2 (2)、p 2 4 <別表 2>) ア I C T 機器の整備状況を踏まえ、「特に、各小学校が積極的にプログラミング教育に取り組めるよう、授業支援ソフトに搭載されているプログラミング教材等の活用に関する教員研修等を実施」する旨を追記。 イ I C T 機器を用いたプログラミング教育の実施回数に関する活動指標について、児童の発達段階を踏まえ、対象教員を全学級担任ではなく、4 ～ 6 年生の学級担任とするよう変更。 (2) 効果検証に関する記載の変更 (p 2 1 4 (2)) 本年 6 月に、教育委員会、政策経営部及び小中校長会代表者で構成する「足立区 I C T 教育推進会議」に有識者を加えた「足立区 I C T 教育推進協議会」を設置し、I C T 機器導入に関する効果検証を実施することを踏まえた記載に変更。 (3) I C T 機器の整備数量等の更新 (p 2 2 <別表 1>) 現在の I C T 機器の整備状況を踏まえ、「<別表 1> I C T 機器の整備方針」中に示した機器の数量等を更新。 (4) 成果指標の変更 (p 2 5 ～ 2 6 <別表 3>) ※ 改定後の活動指標・成果指標一覧は【別紙】の通り。 ア 区学力調査の方式が変更となったことを踏まえ、基準年を令和元年度に揃えけるとともに、成果指標のうち、「正答率 8 0 %、4 0 % の児童・生徒の割合」を「学校の授業は楽しい」に変更。 イ 情報活用能力に関する成果指標「課題について、インターネットや図書等から必要な情報を集め、整理することができる」を追加。

	ウ 効果検証項目に合わせて、教員のＩＣＴ活用能力に関する成果指標を、教員用タブレット端末の写真機能やデジタル教科書の使用の効果に関する内容に変更。 ※ その他、系統的な情報活用能力に関する学習目標（p 19 3施策②）や教育情報セキュリティ（p 20 3施策⑨）に関する記述、改元を踏まえた元号表記について修正。
今後の方針	基本方針の改定を踏まえ、引き続き学校でのＩＣＴ活用促進や、効果検証に取り組む。

「足立区 ICT 教育推進の基本方針」指標一覧

活動指標			目標	
			2019	2020～2021
1	教員用タブレット端末等を使用して授業を実施した教員の割合	小	80%以上 (週 1 回以上)	80%以上 (週 3 回以上)
		中	80%以上 (週 1 回以上)	80%以上 (週当たり以下の回数以上 〔国・数・英：2 回、社・理：1 回〕)
	児童・生徒用タブレット端末を使用して授業を実施した教員の割合	小	—	80%以上 (月 1 回以上)
		中	—	50%以上 (半期当たり以下の回数以上 〔国・英・社：3 回、数・理：5 回〕)
2	プログラミング教育の実施回数(タブレット端末使用・教員の割合)	小 (担任)	—	80%以上 (半期に 1 回以上)
		中 (技術)	—	80%以上 (半期に 1 回以上)
3	教員研修受講状況(学校の割合)	管理職 リーダー	100% (区主催研修を 1 回以上受講)	100% (2 年間で区主催研修を 1 回以上受講)
		教員	100% (年 1 回以上、校内研修等を実施)	

成果指標			区の現状(2019)	目標
1	「勉強が好きだ」の質問に肯定的に回答した児童・生徒の割合(区調査)	小	72.6%	↑
		中	39.7%	
2	「学校での授業がわかる」の質問に肯定的に回答した児童・生徒の割合(区調査)	小	87.8%	85%以上維持
		中	67.4%	↑
3	「学校の授業は楽しい」の質問に肯定的に回答した児童・生徒の割合(区調査)	小	87.3%	85%以上維持
		中	78.9%	↑
4	「①日常生活の中で、自分の思いや考えを積極的に話している」「②授業の時間に、いろいろな考え方を発表し合うことは好き」の質問に肯定的に回答した児童・生徒の割合(区調査)	小	①：64.5% ②：56.7%	↑
		中	①：67.4% ②：48.9%	
5	「先生から示された課題や自分で立てた課題について、インターネットや図書等から必要な情報を集め、整理することができる」の質問に肯定的に回答した児童・生徒の割合(区調査)	小	58.2%	↑
		中	58.0%	
6	児童・生徒の通過率(区調査)	小	国：79.6% 算：81.6%	↑
		中	国：66.8% 数：64.6%	
7	児童・生徒の平均正答率(全国調査)	小	国：63.2% 算：67.6%	↑
		中	国：72.4% 数：57.6%	
8	以下の ICT の効果に関する項目について肯定的に回答した教員の割合(区調査) (1) 教員用タブレット端末の写真機能の使用 ア 前時の振り返り イ 子どもの活動記録の活用 ウ 子どもが学習内容を理解 (2) 教員用タブレット端末のデジタル教科書の使用 ア 視覚的に分かりやすい授業 イ 子どもが学習内容を理解	小	年度末までに調査	↑
		中	年度末までに調査	

教 育 委 員 会 報 告

令和元年9月12日

件名	平成31年度（令和元年度）「全国学力・学習状況調査」の調査結果について															
所管部課名	教育指導部学力定着推進課															
内 容	平成31年4月18日に実施した、「平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査」の調査結果について、文部科学省より結果データの提供があったため、下記のとおり報告する。															
	1 実施日 平成31年4月18日（木）															
	2 対象学年・科目・受検人数 (単位：人) <table><tr><th>科目 対象学年</th><th>国語</th><th>算数／ 数学</th><th>英語</th><th>児童生徒 質問紙調査</th></tr><tr><td>小学6年生</td><td>5,025</td><td>5,030</td><td>—</td><td>5,031</td></tr><tr><td>中学3年生</td><td>4,184</td><td>4,181</td><td>4,178</td><td>4,182</td></tr></table>	科目 対象学年	国語	算数／ 数学	英語	児童生徒 質問紙調査	小学6年生	5,025	5,030	—	5,031	中学3年生	4,184	4,181	4,178	4,182
	科目 対象学年	国語	算数／ 数学	英語	児童生徒 質問紙調査											
	小学6年生	5,025	5,030	—	5,031											
	中学3年生	4,184	4,181	4,178	4,182											
	3 調査結果の概要（平均正答率 単位：％） (1) 小学校															
	【国語】 <table><tr><th></th><th>区</th><th>国</th><th>国との差</th></tr><tr><td>H31</td><td>63.2 (8.9)</td><td>63.8 (8.9)</td><td>▲0.6</td></tr></table> (カッコ内は平均正答数 単位：問) <table><tr><th>都</th></tr><tr><td>65 (9.1)</td></tr></table> 出題数14問		区	国	国との差	H31	63.2 (8.9)	63.8 (8.9)	▲0.6	都	65 (9.1)					
		区	国	国との差												
	H31	63.2 (8.9)	63.8 (8.9)	▲0.6												
都																
65 (9.1)																
(参考) 平成30年度 <table><tr><th colspan="4">国語A（主として知識）</th></tr><tr><th>区</th><th>国</th><th>国との差</th><th>都</th></tr><tr><td>70.7 (8.5)</td><td>70.7 (8.5)</td><td>±0.0</td><td>74 (8.8)</td></tr></table> 出題数12問	国語A（主として知識）				区	国	国との差	都	70.7 (8.5)	70.7 (8.5)	±0.0	74 (8.8)				
国語A（主として知識）																
区	国	国との差	都													
70.7 (8.5)	70.7 (8.5)	±0.0	74 (8.8)													
<table><tr><th colspan="4">国語B（主として応用）</th></tr><tr><th>区</th><th>国</th><th>国との差</th><th>都</th></tr><tr><td>57.7 (4.6)</td><td>54.7 (4.4)</td><td>+3.0</td><td>57 (4.5)</td></tr></table> 出題数8問	国語B（主として応用）				区	国	国との差	都	57.7 (4.6)	54.7 (4.4)	+3.0	57 (4.5)				
国語B（主として応用）																
区	国	国との差	都													
57.7 (4.6)	54.7 (4.4)	+3.0	57 (4.5)													
【算数】 <table><tr><th></th><th>区</th><th>国</th><th>国との差</th></tr><tr><td>H31</td><td>67.6 (9.5)</td><td>66.6 (9.3)</td><td>+1.0</td></tr></table> (カッコ内は平均正答数 単位：問) <table><tr><th>都</th></tr><tr><td>70 (9.8)</td></tr></table> 出題数14問		区	国	国との差	H31	67.6 (9.5)	66.6 (9.3)	+1.0	都	70 (9.8)						
	区	国	国との差													
H31	67.6 (9.5)	66.6 (9.3)	+1.0													
都																
70 (9.8)																
(参考) 平成30年度 <table><tr><th colspan="4">算数A（主として知識）</th></tr><tr><th>区</th><th>国</th><th>国との差</th><th>都</th></tr><tr><td>66.4 (9.3)</td><td>63.5 (8.9)</td><td>+2.9</td><td>67 (9.4)</td></tr></table> 出題数14問	算数A（主として知識）				区	国	国との差	都	66.4 (9.3)	63.5 (8.9)	+2.9	67 (9.4)				
算数A（主として知識）																
区	国	国との差	都													
66.4 (9.3)	63.5 (8.9)	+2.9	67 (9.4)													
<table><tr><th colspan="4">算数B（主として応用）</th></tr><tr><th>区</th><th>国</th><th>国との差</th><th>都</th></tr><tr><td>52.9 (5.3)</td><td>51.5 (5.1)</td><td>+1.4</td><td>55 (5.5)</td></tr></table> 出題数10問	算数B（主として応用）				区	国	国との差	都	52.9 (5.3)	51.5 (5.1)	+1.4	55 (5.5)				
算数B（主として応用）																
区	国	国との差	都													
52.9 (5.3)	51.5 (5.1)	+1.4	55 (5.5)													

(2) 中学校

【国語】

(カッコ内は平均正答数 単位：問)

	区	国	国との差
H31	72.4 (7.2)	72.8 (7.3)	▲0.4

都
74 (7.4)

出題数 10 問

(参考) 平成 30 年度

国語 A (主として知識)			
区	国	国との差	都
74.6 (23.9)	76.1 (24.3)	▲1.5	77 (24.6)

出題数 32 問

国語 B (主として応用)			
区	国	国との差	都
60.1 (5.4)	61.2 (5.5)	▲1.1	63 (5.7)

出題数 9 問

【数学】

(カッコ内は平均正答数 単位：問)

	区	国	国との差
H31	57.6 (9.2)	59.8 (9.6)	▲2.2

都
62 (9.9)

出題数 16 問

(参考) 平成 30 年度

数学 A (主として知識)			
区	国	国との差	都
63.7 (23.0)	66.1 (23.8)	▲2.4	67 (24.2)

出題数 36 問

数学 B (主として応用)			
区	国	国との差	都
44.2 (6.2)	46.9 (6.6)	▲2.7	49 (6.9)

出題数 14 問

【英語】

(カッコ内は平均正答数 単位：問)

	区	国	国との差
H31	55.2 (11.6)	56.0 (11.8)	▲0.8

都
59 (12.5)

出題数 21 問

(英語は今回初めての実施となった。今後、3年ごとに実施予定。)

- ※ 平均正答率：児童・生徒の平均正答数の割合を%で示した数値

$$[(\text{平均正答数} / \text{出題数}) \times 100]$$
- ※ 平成 29 年度以後、地方自治体の平均正答率は整数値で公表されることとなった。上記の表の足立区の平均正答率は、全受検児童・生徒の平均正答数をもとに平均正答率を小数点 1 位まで計算した。また、東京都の平均正答率は整数値のまま表記してある。
- ※ 平成 31 年度以後、全ての教科において知識・活用を一体的に問う問題形式となったため、従来の AB 区分がなくなった。

今後の方針

足立区ホームページにて、区全体の傾向・解説とともに各学校の領域別・観点別の詳細結果について、区独自で実施した「足立区学力定着に関する総合調査結果報告書」のページとリンクして公表する。

教 育 委 員 会 報 告

令和元年9月12日

件 名	令和元年度「足立区学力定着に関する総合調査」の調査結果（学習意識調査部分）について
所管部課名	教育指導部学力定着推進課
内 容	平成31年4月12日に実施した、令和元年度「足立区学力定着に関する総合調査」における学習意識調査について、主要項目の調査結果を下記のとおり報告する。 1 主要項目 (1) 学校への意識 ・ 学校に行くのが楽しい (2) 勉強・教科に関する意識 ・ 勉強は好きだ ・ 学校の授業はどの程度分かるか (3) 問題解決型授業による学びの状況 ・ グループ活動やペア活動では、自分から積極的に発言したり、みんなで意見を出し合ったりすることができたと思う (4) 自ら学ぶ力 ・ 先生から示された課題や自分で立てた課題について、インターネットや図書等から必要な情報を集め、整理することができる ・ これまで学習したことを使って新しい問題を工夫して解決している (5) 学びを律する力 ・ 不得意なことや苦手なことでも、自ら進んで取り組もうとしている ・ わからないことはそのままにせず、わかるまで努力している (6) 自己肯定感 ・ 自分にはよいところがあると思う ・ 努力をすれば、自分もたいていのことはできると思う (7) 自制心・勤勉性 ・ 難しいことでも、失敗をおそれないで、取り組んでいる ・ 自分がやらなければならないことは、やりたくないときでも、きちんとやりぬくことができる (8) 他者理解・協調性 ・ 自分の意見や考えを相手にわかりやすく伝えることができる ・ 自分の果たすべき役割や分担を考え、周囲の人と力を合わせて行動しようとしている (9) キャリア形成意欲 ・ 将来の夢や目標を持っている ・ 自分の将来の夢や目標の実現に向かって努力したり、その方法を工夫・改善したりしている

2 主要項目の学習意識調査結果

※ A層（上位層）、B層（中上位層）、C層（中下位層）、D層（下位層）は、成績順に均等になるよう4層に区分したもの。

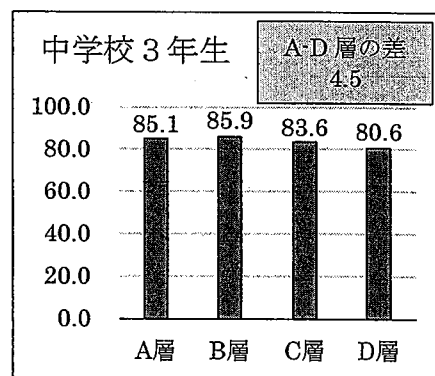
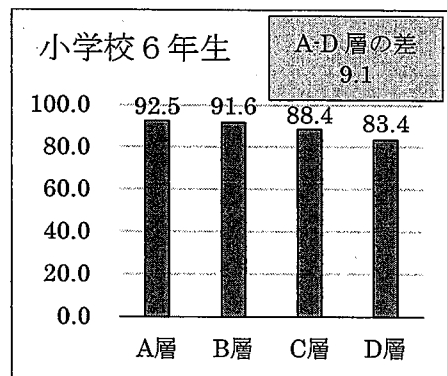
※ 前年度から継続している設問については、小学校全体・中学校全体における前年度からの増減をカッコ内に記載。

〔肯定的な回答の割合（％）〕

（1）学校への意識についての設問

ア 学校に行くのが楽しい（小のみ継続）

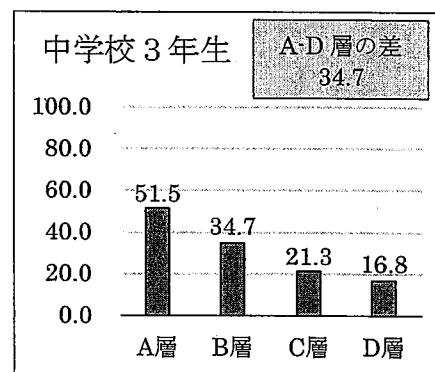
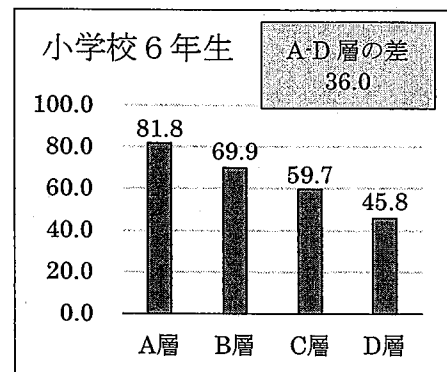
小学校全体	中学校全体
89.0（-0.5）	87.8



（2）勉強・教科に関する意識についての設問

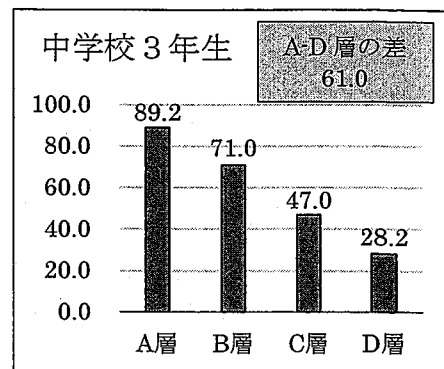
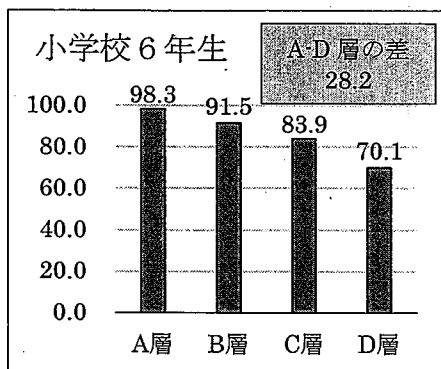
ア 勉強は好きだ（継続）

小学校全体	中学校全体
72.6（-0.8）	39.7（+1.9）



イ 学校の授業はどの程度分かるか（継続）

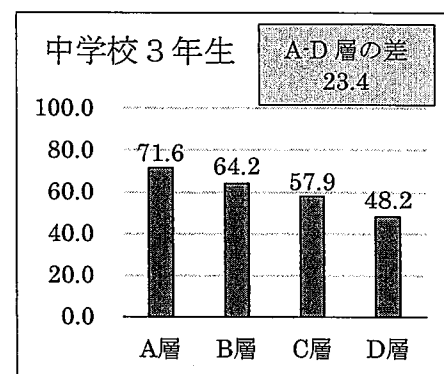
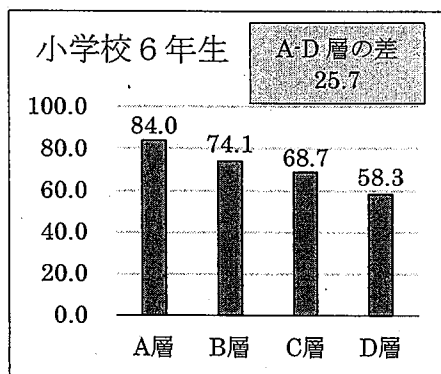
小学校全体	中学校全体
87.8（－1.5）	67.4（－6.5）



(3) 問題解決型授業による学びの状況についての設問

ア グループ活動やペア活動では、自分から積極的に発言したり、みんなで意見を出し合ったりすることができたと思う（新設）

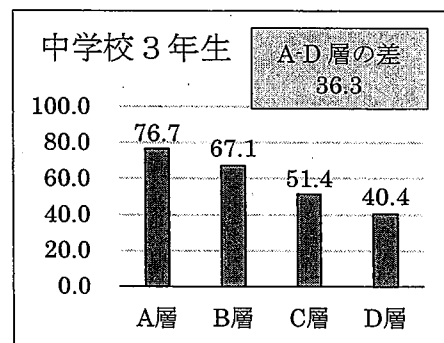
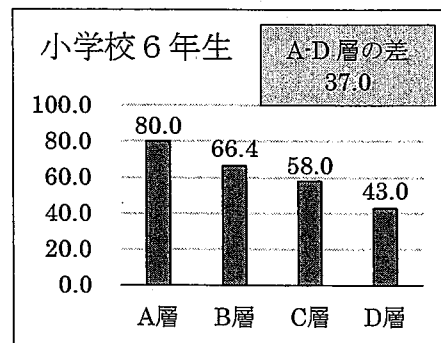
小学校全体	中学校全体
73.1	61.8



(4) 自ら学ぶ力についての設問

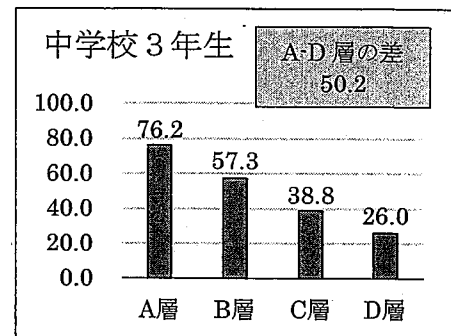
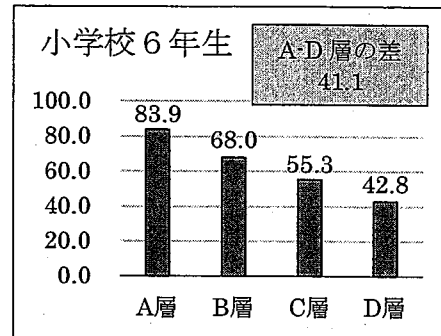
ア 先生から示された課題や自分で立てた課題について、インターネットや図書等から必要な情報を集め、整理することができる（新設）

小学校全体	中学校全体
58.2	58.0



イ これまで学習したことを使って新しい問題を工夫して解決している（継続）

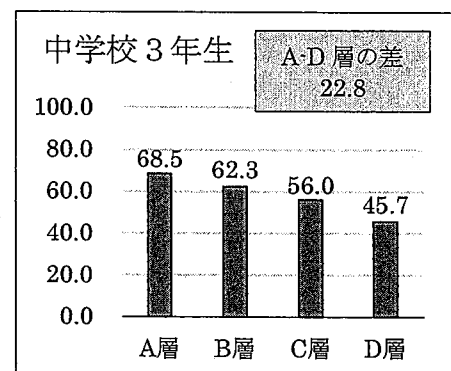
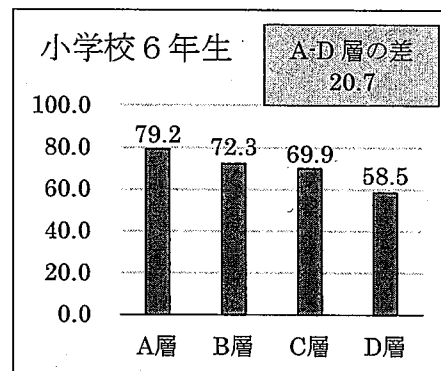
小学校全体	中学校全体
63.1 (−3.3)	53.2 (+3.0)



(5) 学びを律する力についての設問

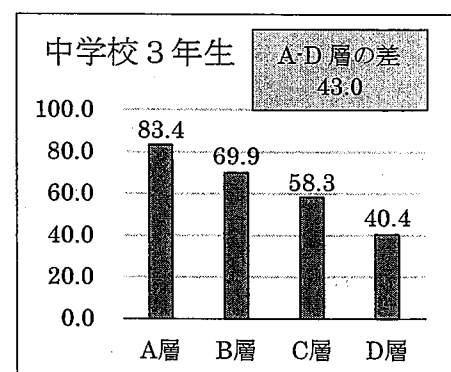
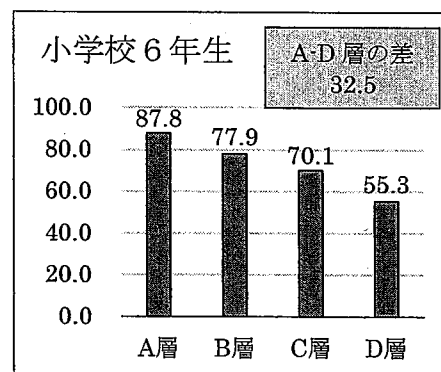
ア 不得意なことや苦手なことでも、自ら進んで取り組もうとしている（新設）

小学校全体	中学校全体
73.5	62.0



イ わからないことはそのままにせず、わかるまで努力している（継続）

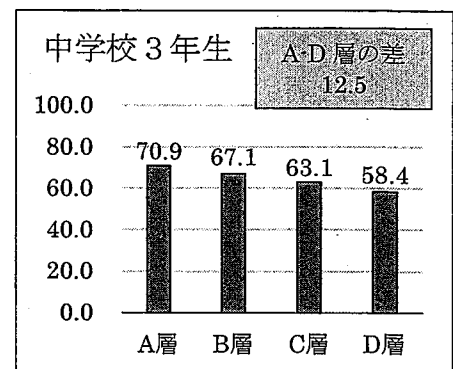
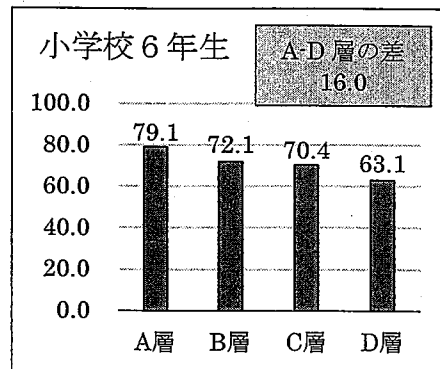
小学校全体	中学校全体
74.0 (+4.0)	65.6 (+4.9)



(6) 自己肯定感についての設問

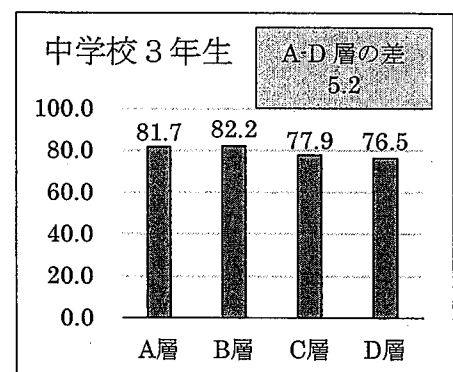
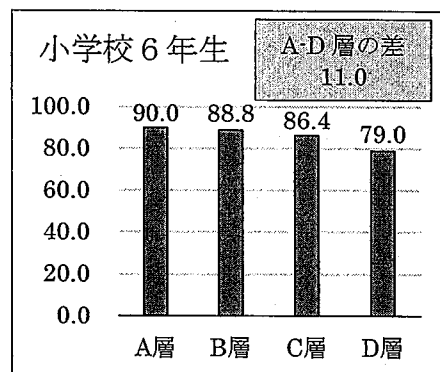
ア 自分にはよいところがあると思う (継続)

小学校全体	中学校全体
74.1 (+2.1)	66.3 (+4.7)



イ 努力をすれば、自分もたいていのことはできると思う (中のみ継続)

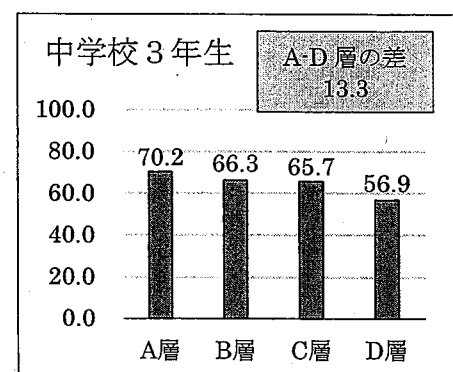
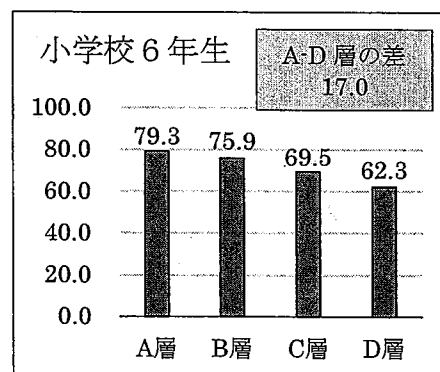
小学校全体	中学校全体
86.9	81.8 (+1.3)



(7) 自制心・勤勉性についての設問

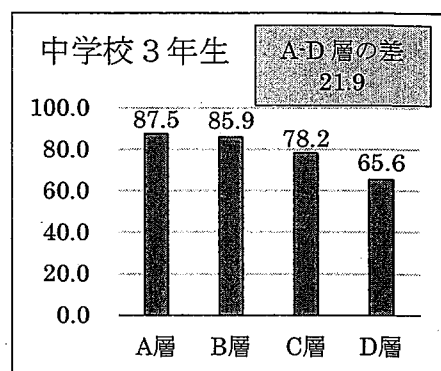
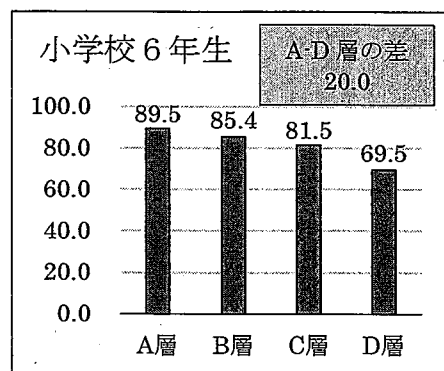
ア 難しいことでも、失敗をおそれないで、取り組んでいる (継続)

小学校全体	中学校全体
77.3 (-2.3)	66.5 (-1.2)



イ 自分がやらなければならないことは、やりたくないときでも、きちんとやりぬくことができる（新設）

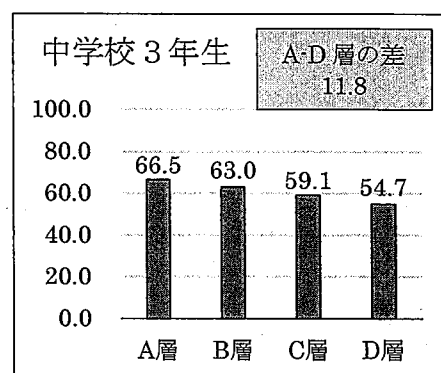
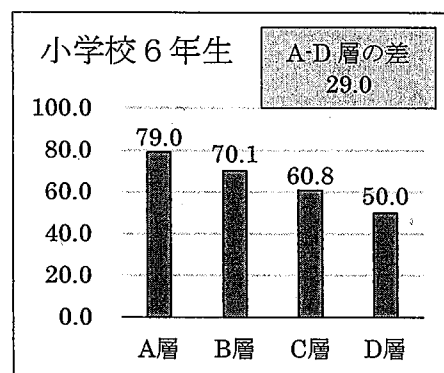
小学校全体	中学校全体
83.5	79.4



(8) 他者理解・協調性についての設問

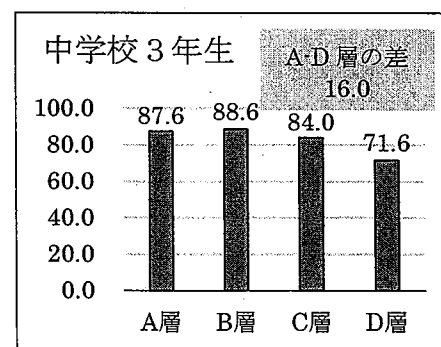
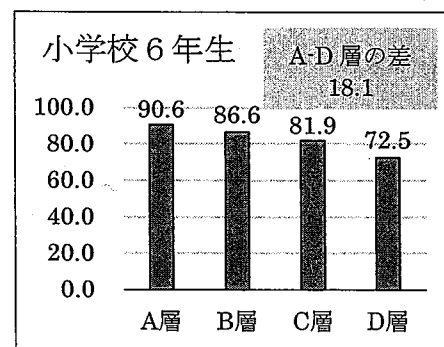
ア 自分の意見や考えを相手にわかりやすく伝えることができる（新設）

小学校全体	中学校全体
67.1	61.8



イ 自分の果たすべき役割や分担を考え、周囲の人と力を合わせて行動しようとしている（新設）

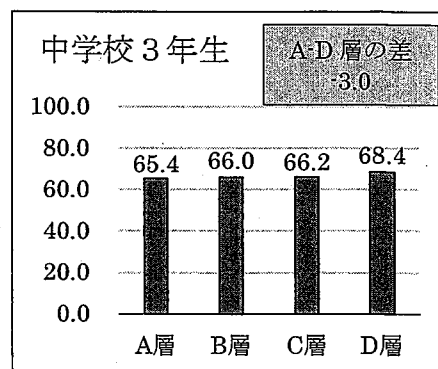
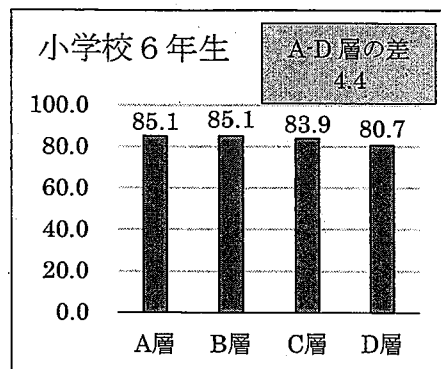
小学校全体	中学校全体
82.2	82.9



(9) キャリア形成意欲についての設問

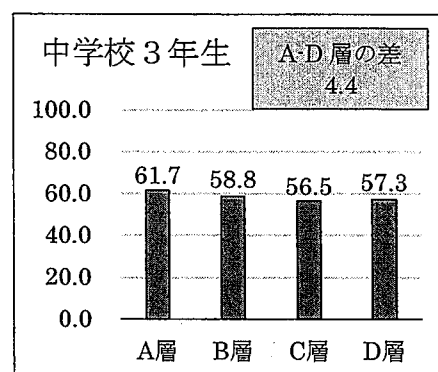
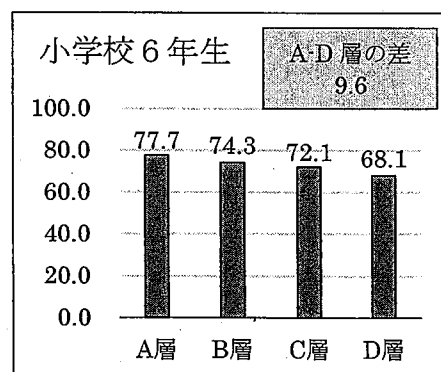
ア 将来の夢や目標を持っている (継続)

小学校全体	中学校全体
86.6 (+0.6)	73.9 (-0.4)



イ 自分の将来の夢や目標の実現に向かって努力したり、その方法を工夫・改善したりしている (新設)

小学校全体	中学校全体
74.9	65.3



3 所見

- ・ 問題解決型授業による学びの状況と学力との相関が高い。
((3) アより)
- ・ 学習にのぞむ姿勢 (自ら学ぶ力・学びを律する力) や自制心・協調性等の非認知能力と学力との間に相関が見られた。
((4) アイ、(5) アイ、(7) アイ、(8) アイより)

4 今後の対応

- ・ 問題解決型授業の実現に向け、ICT機器をコミュニケーションツールとして活用しながら、足立スタンダードに基づいたわかりやすく、関心や意欲を喚起する授業実践に、さらに力を入れていく。
- ・ 多様な他者と協働する集団活動を充実するなど、教育活動全般を通じて多方面から児童・生徒の非認知能力を高める取組みを進めていく。

今後の方針	本調査結果を教育委員会と学校で共有し、「わかりやすい授業の確立」 「個に応じた指導の充実」を進める。
--------------	---

教 育 委 員 会 報 告

令和元年9月12日

件 名	区立小中学校に在籍する外国籍及び帰国児童・生徒に対する日本語指導に関する検討状況について
所管部課名	教育指導部教育指導課
内 容	7月4日付け教育委員会で報告した標記の件について、検討の進捗を以下の通り報告する。 1 検討組織の構成 小学校 校長2名、教員1名 中学校 校長1名、教員2名 合計6名 2 第一回検討会議（7月3日開催） （1）確認事項 設置場所＝保木間小学校 対象者＝中学生及び設置小学校児童 非常勤職員配置の必要性和主な業務内容 （2）今後の検討事項 以下の2本を柱として、区としての日本語指導のあり方を検討していくこととした。 ① 文科省が開発した「JSLカリキュラム」 ※項番3を参照 ② 第四中学校夜間学級における指導実践・指導教材 （3）先進事例視察（8月29日） ア 視察先 すみだ国際学習センター（墨田区立錦糸小学校内） イ 視察内容 ・ 受入れ状況、手続き等 ・ 指導内容（開始、指導計画、終了判定等） 3 JSL（Japanese as a second language）カリキュラムについて （1）JSLカリキュラムの特徴について ・ 個々の実態に応じた個別カリキュラムを作成。 ・ 教科の学習場面から切り離すことなく日本語学習を展開。 ・ 具体物や直接体験によって学びを支える。 ・ 対象児童生徒の学習参加を支援するために日本語表現を調整し、明確化する（文化の違いの調整など）。

(2) 学習目標例 (『外国人児童生徒のための J S L 対話型アセスメント (DLA) 』 (文科省) の評価と「個別の指導計画の関連」)

J S L 評価		「個別指導計画」の学習目標項目の段階
stage	学齢期の子どもの在籍学級参加との関係	
1	学校生活に必要な日本語の習得が始まる。	初期指導 (前期)
2	支援を得て、学校生活に必要な日本語の習得が進む。	初期指導 (後期)
3	支援を得て、日常的なトピックについて理解し、学級活動にも部分的にある程度参加できる。	教科につながる初歩的な学習
4	日常的なトピックについて理解し、学級活動にある程度参加できる。	教科につながる基礎的な学習
5	教科内容と関連したトピックについて理解し、授業にある程度の支援を得て参加できる。	教科につながる学習
6	教科内容と関連したトピックについて理解し、積極的に授業に参加できる。	教科学習

以上

今後の方針

需要の見込みを精査

外国籍児童・生徒数

- ・ 1,481 人 (H30.5) → 1,650 人 (R 元.5) 約 11% 増
- ・ 前年度の日本語指導講師派遣利用者数実績から 30 名程度の利用を想定している。
- ・ 学校への調査等、今後も動向を精査していく。

教 育 委 員 会 報 告

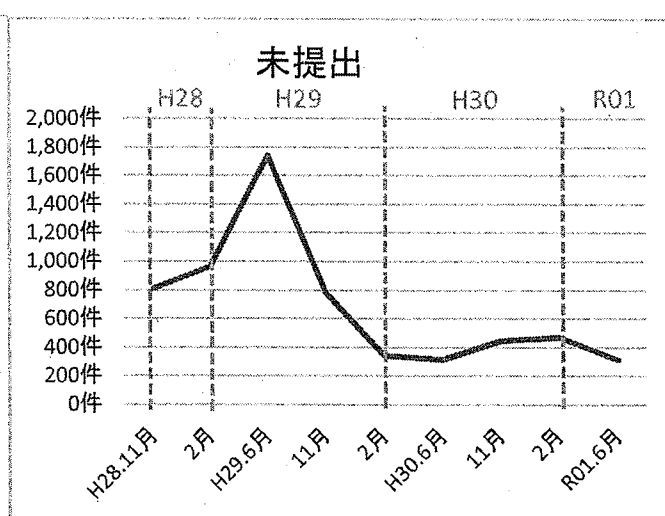
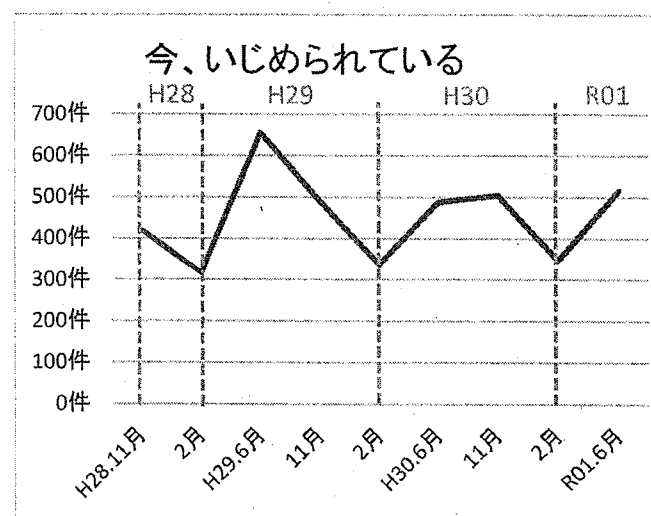
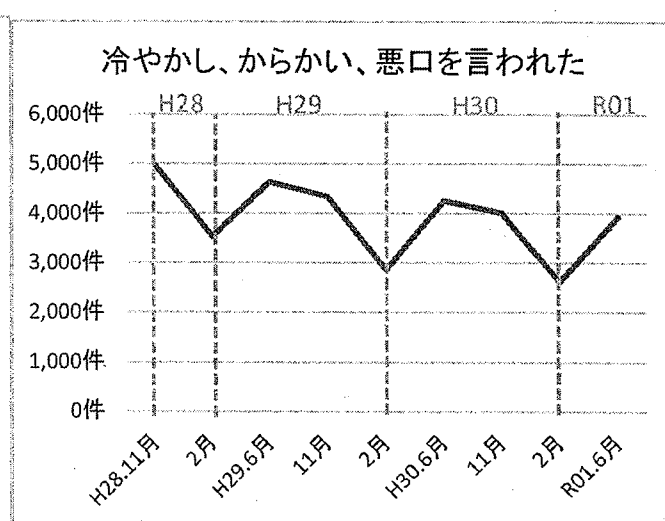
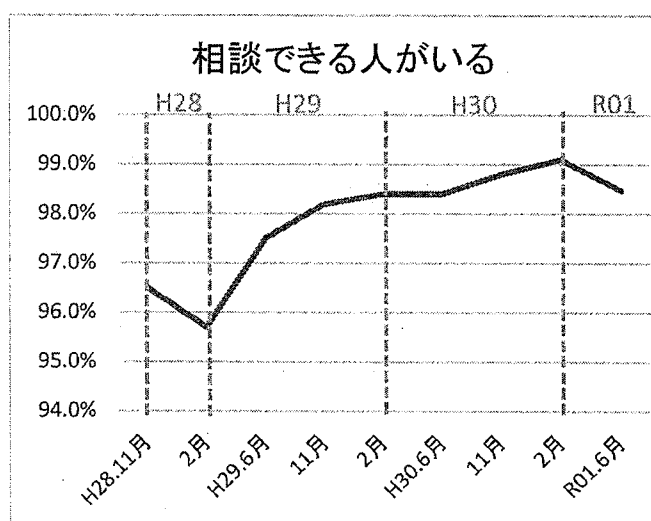
令和元年9月12日

件名	「令和元年度第1回学校生活及びいじめに関するアンケート調査」報告について									
所管部課名	教育指導部教育指導課									
内 容	令和元年度第1回学校生活及びいじめに関するアンケートの集計結果について、概要を下記のとおり報告する。詳細は別紙のとおりである。 記 1 アンケート実施期間 令和元年6月1日～28日において各学校が定めた期間 2 対 象 全区立小・中学校 全児童・生徒 <table><tr><td>調査回答数</td><td>小学校</td><td>31,374名</td></tr><tr><td></td><td>中学校</td><td>13,280名</td></tr><tr><td></td><td>計</td><td>44,654名</td></tr></table> 3 アンケート実施方法 児童・生徒が家庭にアンケート用紙を持ち帰り記入した後、専用の封筒で学校に提出する。 4 結果概要（主要項目の前年度6月との比較） 全体については別紙1のとおり。 ・ 「相談できる人がいる」 98.5%（+0.1ポイント） ・ 「冷やかし、からかい、悪口を言われた。」 3,937件（-324件） ・ 「今、いじめられている」 516件（+28件） ・ 未提出数 312件（-2件） 5 アンケート結果から見える取組と成果 （1）いじめ防止の取組 ① SOSの出し方に関する授業について、5,6年生で1回、中学生で1回、DVDや保健師等を活用した授業を行っている。 ② 年に3回、自宅で保護者と相談して、学校生活及びいじめに関するアンケートを記入する。 ③ 法に基づく「いじめ」の定義を周知徹底する。 ④ 認知したいじめを一覧化して、全教員間で共有する。	調査回答数	小学校	31,374名		中学校	13,280名		計	44,654名
調査回答数	小学校	31,374名								
	中学校	13,280名								
	計	44,654名								

	(2) 取組の成果に関する考察 (前年度6月との比較) ① 「相談できる人がいる」児童・生徒の割合の増加 ア 家の人への相談が増加 (小学校+0.3P、中学校+2.9P、計+1.1P) イ 先生への相談が増加。 (小学校+0.3P、中学校+5.7P、計+2.0P) → SOSを出すことにに対し肯定的となり、ためらわずに相談をすることができるようになってきている。 → 保護者とともにいじめについて考える機会が増え、保護者のいじめに対する理解が促進されてきている。結果、保護者が先生への相談を勧めたり、児童・生徒が保護者に相談したりする件数が増えている。 ② 「冷やかし」「からかい」「悪口を言われた」の件数の減少 → いじめ行為に対する児童・生徒の認識が高まり、いじめ行為に関する抑制的な効果が生まれつつある。 ③ 「今、いじめられている」件数の増加 → 児童・生徒が教員にいじめを訴えやすい環境づくりや、いじめの早期発見・早期対応を進めてきたことで、児童・生徒のアンケート記載に関する心理的ハードルが下がってきている。 ④ 未回答数は減少 → 校長会及び生活指導担当者等に、全員実施・全員回収の原則が浸透している。 6 委員会での意見 ・ いじめによる不登校は今いる学校で解決することだけを考えず、転校を視野に入れることも必要である。 ・ SNSについては、情報が拡散してしまう恐ろしさを考えなければならない。子どもたちへの教育が必要である。 ・ 委員会に多くの資料が提出されており、具体的な事案について協議できることは有意義である。 ・ 解決に向かった事案の手立てを分析し、例えば関わりの記録をデータベース化するなどして、今後に生かしてほしい。 ・ いじめの解決には、子どもたちの実態、双方の気持ち、関係のあり方を知ることが必要である。 ・ いじめについての日常の取組については、基本方針は公表しているが自校の課題をしっかりと把握できているのか。具体的な議論を校内で行ってほしい。
今後の方針	毎月提出される「いじめ一覧表」「いじめの個表」を確認することで、学校のいじめの対応状況を把握し、必要に応じて学校に指導を入れる。引き続き、生活指導連絡会等で法に基づくいじめの定義を示し、事例や対応を紹介するなど、教員のいじめ対応力を強化していくとともに、いじめ等問題対策委員の意見を踏まえ、早期発見、初期対応を確実に行うよう、学校に指導をしていく。

【いじめに関するアンケート調査結果（経年）】

	平成28年度		平成29年度			平成30年度			令和元年度
	H28.11月	2月	H29.6月	11月	2月	H30.6月	11月	2月	R01.6月
相談できる人がいる	96.5%	95.7%	97.5%	98.2%	98.4%	98.4%	98.8%	99.1%	98.5%
冷やかし、からかい、悪口を言われた	4,956件	3,529件	4,640件	4,340件	2,864件	4,261件	4,010件	2,625件	3,937件
今、いじめられている	419件	316件	655件	489件	337件	488件	504件	346件	516件
未提出	808件	963件	1,740件	784件	342件	314件	446件	470件	312件



令和元年度いじめに関するアンケート調査結果（第1回：R01. 6月）

基礎情報	小学校		中学校		合計	
	R01. 6月	H30. 6月	R01. 6月	H30. 6月	R01. 6月	H30. 6月
在籍数	31,374 人	31,487 人	13,280 人	13,363 人	44,654 人	44,850 人
調査回答数	31,282 人	31,378 人	13,060 人	13,158 人	44,342 人	44,536 人
回答率	99.7%	99.7%	98.3%	98.5%	99.3%	99.3%
未回収数	92	109	220	205	312	314
昨年度末未回収数	146	124	324	218	470	342

結果（回答件数）

調査項目		小学校		中学校		合計		
		R01. 6月	H30. 6月	R01. 6月	H30. 6月	R01. 6月	H30. 6月	
1	相談できる人がいる	98.6%	99.1%	98.1%	96.8%	98.5%	98.4%	
	内訳 ※複数 回答	家の人	91.0%	90.7%	81.1%	78.2%	88.1%	87.0%
		先生	62.1%	61.8%	49.4%	43.7%	58.4%	56.4%
		友人	54.1%	54.7%	75.3%	75.3%	60.4%	60.8%
		S C	12.6%	13.1%	20.7%	18.2%	15.0%	14.6%
		その他	5.6%	4.4%	3.8%	4.0%	5.1%	4.3%
●上記の「家の人」は、兄弟・祖父母・いとこや親類等同居の場合も含む。 ●「その他」で記載された人物等の傾向について 習い事の先生、近隣の大人、医者（臨床心理士）、げんきの相談員、 電話相談の人、児相の人、ペット（小6、中8）、ぬいぐるみ（小6、中2） ※小学校のみ：学童等の先生（教員以外の学校関わる大人）、 児童館の職員、交番の人 中学校のみ：ネット等の友達・知り合い（8）、いじめホットライン								
2	冷やかしの、からかい、悪口を言われた	11.7% (3668)	12.5% (3922)	2.1% (269)	2.6% (339)	8.9% (3937)	9.6% (4261)	
3	仲間はずれ、無視	4.5% (1408)	5.2% (1627)	0.5% (71)	0.7% (97)	3.3% (1479)	3.9% (1724)	
4	軽くぶつかる、叩かれる、蹴られる	3.5% (1080)	3.7% (1163)	0.9% (116)	1.0% (138)	2.7% (1196)	2.9% (1301)	
5	ひどく叩かれる、蹴られる	2.5% (781)	2.8% (869)	0.2% (32)	0.4% (55)	1.8% (813)	2.1% (924)	
主な内容例 ・言い争いになり殴られた。（叩かれた、蹴られた）・ふざけてぶつかられた。 ・注意したら（けんかを止めに入ったら）殴られた。（叩かれた、蹴られた） ・友達（ADHD）がぶったり、叩いたりした。・トイレ中におしりを叩かれた。 ・しつこく追いかけられたので、お腹を蹴ったり、体をぶったりした。 ・特支の子が蹴られたり顔中に落書きされたりした。・遊んでいた蹴られた。 ・相手を煽ったら蹴られ、口に当たって歯が抜けた。 ・勝手に自転車に乗られ、腹部を蹴られた。・部活動で先輩に首を絞められた。								
6	お金を取られる、隠される	0.1%未満 (21)	0.1%未満 (22)	0.1%未満 (4)	0.1%未満 (9)	0.1%未満 (25)	0.1%未満 (31)	
主な内容例 ・コンビニで募金しようとした100円を中学生にとられた。・他のクラスの友達に言われて、自分のお金で友達にお菓子を買ってしまった。・友達に「ちょうだい。」と言われてお金を取られた。・他のクラスの女の子に、自分の家でお財布からお金をとられたことが5回程あった。・他校生徒の携帯を以前壊したと因縁をつけ、お金を盗った。・周囲の友人にお金を振りまいていた。								

7	物をとられる、隠される	2.4% (762)	2.8% (864)	0.6% (82)	0.7% (92)	1.9% (844)	2.1% (956)
8	嫌なことをされる、させられる	1.8% (576)	1.8% (564)	0.5% (62)	0.4% (55)	1.4% (638)	1.4% (619)
9	パソコンやスマホ、携帯での嫌がらせ	0.2% (71)	0.2% (68)	0.3% (45)	0.4% (49)	0.3% (116)	0.3% (117)
10	他のことでいじめられた	0.9% (285)	1.1% (332)	0.2% (21)	0.1% (12)	0.7% (306)	0.8% (344)
主な内容例 ・友達に靴をぬがされた。・通りすがりにものを落とされる。・自分の作品を踏まれる。・公園で遊んでいるとき、水鉄砲で水をかけられた。・ライングループに勝手に自分の写真をあげられた。・鬼ごっこで一人狙いされた。・グループでホワイトボードに字を書く時、何度も「きたない」と言われた。・話しかけたが無視された。							
11	友達がいじめられているのを見た	6.9% (2170)	7.1% (2243)	1.0% (135)	1.3% (166)	5.2% (2305)	5.4% (2409)
12	今、いじめられている	1.5% (473)	1.4% (428)	0.3% (43)	0.5% (60)	1.2% (516)	1.1% (488)

未回収数の内訳

	小学校		中学校		全体	
	R01. 6月	H30. 6月	R01. 6月	H30. 6月	R01. 6月	H30. 6月
全員回収	31	27	3	1	34	28
1名	16	15	4	4	20	19
2名	10	10	4	4	14	14
5名以内	9	11	9	9	18	20
10名以内	3	6	9	13	12	19
11名以上	0	0	6	4	6	4
合計	69	69	35	35	104	104

未回収となった主な理由

	小学校		中学校		全体	
	R01. 6月	H30. 6月	R01. 6月	H30. 6月	R01. 6月	H30. 6月
学籍のみ	11	10	2	6	13	16
実施期間中に居住地以外に在住	6	9	0	4	6	13
児童相談所等との連携	4	7	2	6	6	13
不登校であり、回収に至らなかった	53	50	203	150	256	200
不登校気味で、日常的に本人・保護者との面会が困難	2	8	6	31	8	39
本人・保護者の判断	6	13	0	4	6	17
病気（入院中も含む）	6	5	7	4	13	9
日本語による読解が困難な状況	2	5	0	0	2	5
拒否	2	2	0	0	2	2
合計	92	109	220	205	312	314

教 育 委 員 会 報 告

令和元年9月12日

件 名	令和元年度足立区立小中学校「いじめ認知及び解消の状況（6月末時点）」について
所管部課名	教育指導部教育指導課
内 容	令和元年度足立区立小中学校「いじめ認知及び解消の状況（6月末時点）」について、概要を下記のとおり報告する。詳細は別紙のとおりである。 記 1 令和元年度6月末現在のいじめ認知件数 ・ <u>5,880件</u> 内訳 ・ 昨年度からのもの：<u>2,737件</u> (3か月間の経過観察中事案を含む) ・ 今年度新規のもの：<u>3,143件</u> 2 いじめ解消状況 ・ 解消件数 <u>2,699件</u> (3か月間の経過観察事案を除く) ・ 解消率 <u>45.9%</u> ・ 解消率＝解消件数÷(認知件数＋前年度未解消件数) ×100 (参考) 昨年度までは経過観察期間(3か月間)を考慮せずに解消としていたため、「前年度未解消件数」「解消件数」「解消率」の前年度比較はできない。 なお、今年度と同様の方法で前年度の解消率を推計したところ、42.8%となり、今年度は前年度よりも解消率が上昇傾向にあることが推測される。
今後の方針	毎月提出される「いじめ一覧表」を確認し、いじめの解消に向けた取り組みを進めるとともに、引き続き報告を行う。

令和元年9月12日

令和元年度 足立区立小中学校「いじめ認知及び解消の状況(6月末現在)」

教育指導部教育指導課

＜各月のいじめ認知及び解消の件数＞

		認知数 ＜A＞		解消数 ＜B＞		指導継続数 ＜C=A-B＞	
		小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
		合計		合計		合計	
昨年度まで	一昨年度からの引き継ぎ	1622	221				
		1843					
	昨年度に新規で認知	9,543	1,718				
		11,261					
今年度分	昨年度合計	11,165	1,939	9,244	1,123	2,525	212
		13,104		10,367		2,737	
	昨年度からの引き継ぎ	2,525	212				
		2,737					
	4月	54	21				
		75					
	5月	42	27				
		69					
	6月 (いじめアンケート実施)	2,796	203				
		2,999					
	合計	5,417	463	2,514	185	2,903	278
		5,880		2,699		3,181	
	解消率	46%					

※昨年度末の集計から、「3か月の観察継続期間」にあるいじめは、「指導継続数」として計上しているため、昨年度の値と比較することができない。

＜認知したいじめの態様(上位4項目)＞

	小学校	中学校
1	冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
2	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
3	仲間はずれ、集団による無視をされる。	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
4	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

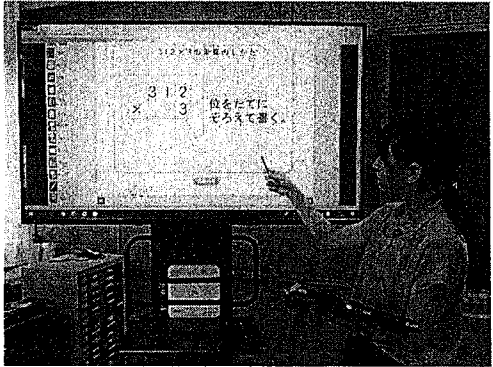
※解消数は、定義上のいじめの解消を指す。

(3か月の経過観察の後、解消と判断)

※いじめの解消については、態様が見られなくなり3か月の経過観察の期間が必要なことから、6月末時点では、4月以降に認知したいじめについては、定義上全件未解消としている。

教 育 委 員 会 報 告

令和元年9月12日

件 名	教育 I C T 導入に関する進捗状況等について
所管部課名	教育改革担当部 教育改革担当課 教育指導部 教育政策課、学力定着推進課、英語教育推進担当課
内 容	本年10月からの区立小・中学校全校への教育 I C T 導入に向けた進捗状況等について報告する。 1 I C T 機器の整備状況等 各学校で以下の I C T 機器の整備に係る工事を進めているところ。 9月末までに完了し、10月から本格稼働させる予定。 (1) I C T をすぐに利用できる、使いやすい環境の整備 ア 教室に大型ディスプレイ及び無線通信機器を常設 教員用や児童・生徒用のタブレット画面等を無線で大型ディスプレイへ投影。 ※ 右写真は教員用タブレットのデジタル教科書を投影しているところ。  (注) 上記の写真は、既に I C T 機器の整備が完了した島根小学校において撮影したもの。 イ 各校にタブレットを整備 - 教員に <u>1人1台</u> のタブレットを配付。 ※ 右写真は教員用タブレット - 児童・生徒用のタブレットを <u>1校当たり40～80台</u> 配備。 

(2) ICTを用いた、分かりやすく楽しい授業づくりを支援するツール等の整備

授業で役立つ機能を搭載した「授業支援ソフト」を導入。ソフトの機能例は以下の通り。

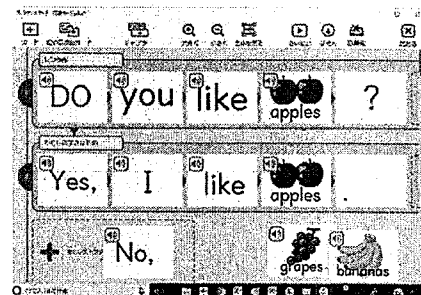
<比べるツール>

撮影した動画や画像を、並べたり重ねたりして確認・比較することが可能。



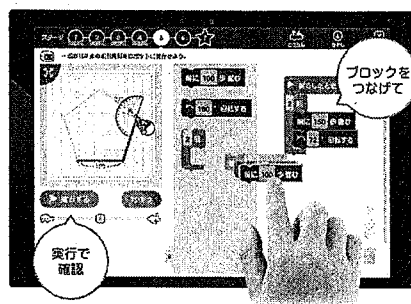
<英語カード>

イラスト付きの英語カードを自由に並べ、作成した英文を音声で再生することが可能。



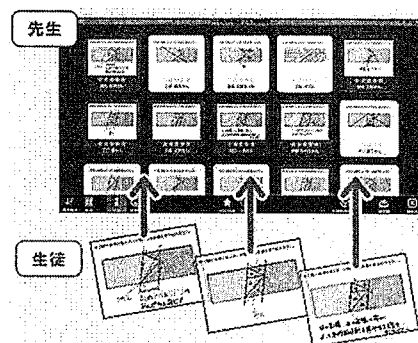
<プログラミング教材>

コンピュータに意図した処理を行わせる活動を通して、プログラミング的思考を育成。



<デジタルノート>

課題資料の配付や回収をタブレット上で行い、クラスの意見を集約・共有し、学び合う。



(3) 教員に対する授業づくり支援

ア ICT支援員の派遣

ICT支援員を各校へ週1回派遣し、教員をサポートする体制を構築。

※ ICT支援員

ICT機器を用いた授業設計の支援や教材作成の補助、機器の準備・操作の支援、校内研修の実施等を行う外部人材。

イ ICTの機器操作に関する教員研修の実施

整備したICT機器を用い、8月に管理職等や教員を対象とした機器操作に関する教員研修を実施。あわせて、eラーニングによる機器操作に関する研修メニューも用意。

	4 効果検証 7月開催の区職員、学識経験者、校長会関係者で構成する「足立区ICT教育推進協議会」における議論を踏まえ、以下の方針で効果検証を実施する。 (1) 「足立区教員ICT活用スキル」の策定 効果検証を行うにあたり、8月の教員研修において、あらかじめ教員に対し、授業で活用する「ICTスキル」を「基礎編」と「応用編」に分けて提示。 ア 基礎編 教員用タブレットに関するスキルであり、本年度から実施してほしい項目。 (ア) 前時の振り返りや子どもの活動の記録等を行うための写真機能の使用 (イ) デジタル教科書の活用 イ 応用編 児童・生徒用タブレットに関するスキルであり、高度な使用方法であるが、徐々に授業に取り入れてほしい項目。 (ア) インターネットや動画機能を用いた調査活動の実施 (イ) 「デジタルノート」機能等を用いた協働学習の実施 (2) アンケート調査の実施 以下の柱ごとに項目を作成して教員を対象としたアンケート調査を実施し、年度末を目途に効果検証を行う。 ・ ICT機器の活用に対する不安 ・ ICT機器の活用頻度 ・ 「ICTスキル」別のICT活用効果
今後の方針	10月のICT機器の本格稼働や年度末の効果検証に向け、関係所管と連携して整備・調整を進める。

教 育 委 員 会 報 告

令和元年9月12日

件 名	「第2期足立区子ども・子育て支援事業計画」の施策体系（骨子案）と今後の策定スケジュールについて
所管部課名	子ども家庭部子ども政策課
内 容	「第2期足立区子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）」は、区の基本計画及び現在策定中の教育振興ビジョン等との整合性を図りながら、現計画との継続性に留意し、計画の施策体系・目標、その達成状況を図るための指標等を定めていく。 記 1 施策群評価の実施及び事業計画の施策体系（骨子案） （1）現計画の施策群評価の実施 事業計画の施策体系（骨子案）策定にあたり、現計画の施策群評価（内部評価）を実施した（詳細は、別紙1を参照）。なお、施策群は目標値を設定していないため、実績からの評価を行う。 ア 施策群1 成果指標 自分には良いところがあると思う子どもの割合 ・ 子ども家庭部評価 体験や交流活動、生活習慣の確立など、これまでの取り組みの成果や課題を踏まえて各事業を磨き上げ、子育て支援の「質の向上」を目指していくことが重要である。 イ 施策群2 成果指標 ①子育てを楽しいと感じる保護者の割合 ②子育てを辛いと感じる保護者の割合 ・ 子ども家庭部評価 支援が途切れないように、就学前・後施設や就学前施設同士の連携の強化に加えて、次のライフステージに「つなぐ」取り組みが必要である。 （2）事業計画の施策体系（骨子案） 区民へのニーズ調査結果や施策群評価、事業評価を踏まえて、施策体系（骨子案）の考えをまとめた（詳細は、別紙2を参照）。 ア 施策体系（骨子案）の考え方 ① 基本理念、柱立て、施策は、次の5年にも引き継ぐ。 ② 事業計画は、基本計画等の下に位置付ける。 ③ ニーズ調査等を踏まえて、次の視点を盛り込む。 ・ 保育の「量の整備」を進めつつ、各事業を磨き上げ、子育て支援の「質の向上」を図る。 ・ 虐待予防や子育てに支援が必要な人への施策展開と庁内連携の強化による、次のライフステージへの「つなぎ」の取り組み。

	2 策定スケジュール（予定） 足立区地域保健福祉推進協議会（以下「推進協」という。）での意見聴取及び経過報告を行いながら、策定作業を進めていく。 令和元年 8～9 月 各施策実現のための指標の検討、計画素案の作成 令和元年 10 月 子ども支援専門部会にて意見聴取【計画素案】 令和元年 11 月 パブリックコメントの実施 令和元年 12 月 推進協及び子ども支援専門部会にて意見聴取【パブコメ実施結果及び計画案】 令和 2 年 2 月 子ども支援専門部会にて意見聴取【計画案】 令和 2 年 3 月 教育委員会議決【計画確定】 令和 2 年 3 月 推進協へ報告【計画確定】
今後の方針	上記スケジュールに基づき、遅滞のないよう適正な進行管理に努める。

施策群評価

別紙1

柱立て

自己肯定感を持ち、生き抜く力を備えた人

施策群

施策群1：家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む（子支援）

成果指標	指標名	指標の定義	基準値		実績値				
	自分には良いところがあると思う子どもの割合	足立区基礎学力定着に関する総合調査による。対象は区立小学校2年生 ※成績順にA層、B層、C層に分け成績層ごとの回答割合	H27		H28	H29	H30	H31	
			単位	%					
			A	76.3	80.2	79.4	81.4	-	
			B	70.5	69.1	68.8	73.1	-	
C	60.2	62.4	63.7	64.6	-				

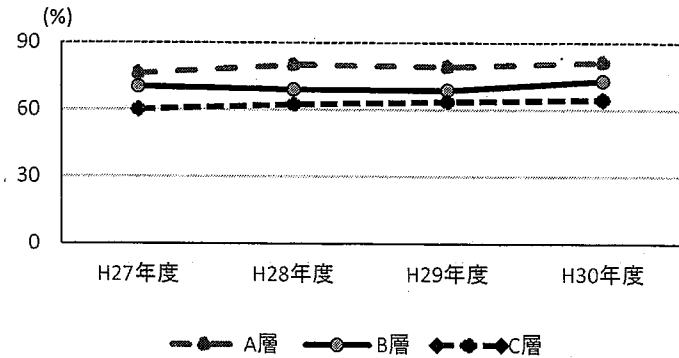
成果分析

施策群1は、主として子どもの支援につながる施策を束ねている。良いところがあると思う子どもの割合は27年度以降どの階層もゆるやかな増加傾向にある。自己肯定感を培う時期である乳幼児期から、保護者へのアプローチを図りながら、子どもを中心とした多岐に渡る事業を推進している。歯科健診や幼保小連携活動による交流活動の活発化、ギャラクシティでの体験活動など、各事業の達成状況は高く、各事業を推進することで、引き続き子どもの自己肯定感の向上につなげていく。

課題分析

食育の推進や歯科健診、早寝・早起き・朝ごはんの生活習慣の確立には、各関係機関と保護者との連携が不可欠である。そのため、健診に来られない人や生活習慣の確立に関心がない人などに対するフォローを関係機関同士が連携して、実施する必要がある。

成果指標の経年動向



子ども家庭部評価

体験や交流活動、生活習慣の確立など、これまでの取組みの成果や課題を踏まえて各事業を磨き上げ、子育て支援の「質の向上」を目指していくことが重要である。短期間では成果に出にくいいため、関係機関が連携し、自己肯定感の向上に資するよう各施策を推進する必要がある。

施策群評価

柱立て	自己肯定感を持ち、生き抜く力を備えた人							
施策群	施策群2：妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える（親支援）							
成果指標	指標名	指標の定義	基準値		実績値			
	①子育てを楽し いと感じる保護 者の割合	・1歳6か月児及び3歳児健康診 査アンケート ・区立保育園・子ども園、私 立保育園、私立幼稚園に通園 する子どもの保護者(5歳児) 「あてはまる」と回答した割合	H27		H28	H29	H30	H31
			単位	%				
			1歳6か月児	55	54.5	56.7	55.9	—
			3歳児	45.9	47.9	48.4	47.8	—
			5歳児	62.4	54.9	45.7	43.8	—

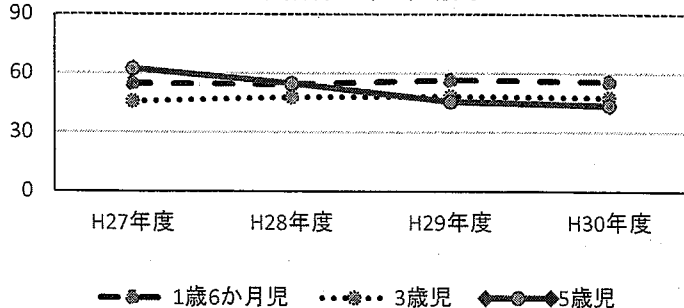
成果分析

施策群2は、主として親の支援につながる施策を束ねている。1歳6か月児と3歳児においては、基準値は上回っているものの、ほぼ横ばいで推移している。5歳児においては、健康診査のアンケートの質問に合わせて29年度より変更したため、基準値との単純比較はできないが、29年度から微減となっている。なお、「ややあてはまる」とした保護者も合わせると9割に達している。

課題分析

「あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト（ASMAP）」は、支援が必要な妊婦を把握し、きめ細やかに妊産婦への指導や相談・助言を行っている。その中で、このようにしたら楽になるという具体的なアドバイスや仲間づくり・息抜きができる場を案内するなど、継続した支援が必要である。

(%) 成果指標の経年動向



子ども家庭部評価

各アンケートにおいて、ほぼ横ばいの傾向が見られている。子育てにおいて、地域でも家庭でも、親が孤立することがないように、各関係機関が連携を図りながら、区が保有する居場所や相談先などを整備するとともに、情報を重層的に提供し、保護者の安心につなげていくことが重要である。

施策群評価

柱立て		自己肯定感を持ち、生き抜く力を備えた人						
施策群		施策群2：妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える（親支援）						
成果指標	指標名	指標の定義	基準値		実績値			
	②子育てを辛いと感じる保護者の割合	・1歳6か月児及び3歳児健康診査アンケート ・区立保育園・子ども園、私立保育園、私立幼稚園に通園する子どもの保護者(5歳児) ②は低減目標	H27		H28	H29	H30	H31
			単位	%				
			1歳6か月児	3.1	3.4	3.8	3.4	
			3歳児	5	4.9	5.1	5.6	
			5歳児	4.8	5.5	10	8.4	

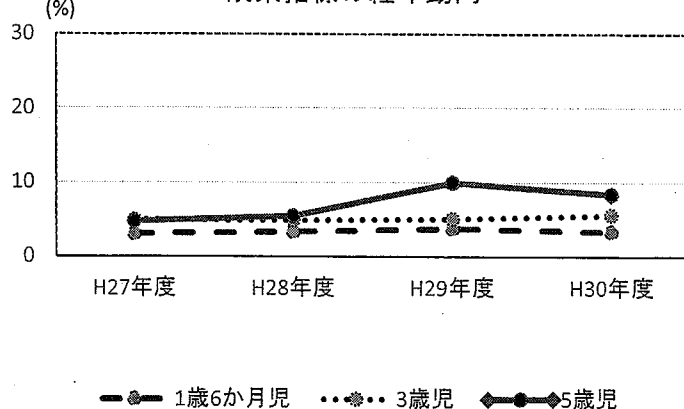
成果分析

育児不安のピークが1～2か月と言われるなか「こんにちは赤ちゃん訪問」や「健やか親子相談」、「乳幼児健康診査」において、育児不安の軽減やメンタルフォローを実施している。1歳6か月児と3歳児においては、基準値を下回ることではできなかったものの、ほぼ横ばいで推移している。5歳児においては、29年度よりアンケートの質問を変更したため、基準値との単純比較はできないと考える。29年度より5歳児の割合減少しているが、辛いと感じる保護者が1割弱存在している。

課題分析

引き続き、保護者に早期にアプローチすることで、子育ての負担を軽減し、実績値が減少するよう努めていくことが重要である。5歳児においては、子育てを辛いと感じている理由として「家庭でほとんど一人でしている」が挙げられている。子育てで孤立する可能性がある保護者に対する施策の展開が課題である。

(%) 成果指標の経年動向



子ども家庭部評価

一定数存在する、子育てを辛いと感じる保護者に対して必要な支援が届くための施策展開が重要である。また、支援が途切れないように、就学前・後施設や就学前施設同士の連携の強化に加えて、次のライフステージに「つなぐ」取り組みが必要である。

足立区基本計画

親支援

子支援

施策

施策の方向性（新）

施策の方向性（旧）

ニーズ調査・内部評価・関連計画等の現状・課題や国の方針

1 子どもの心身の健全な発達の支援

・食育、歯科への取組みや読書習慣、運動あそびなど、子どもの心と体の基盤となる生活習慣づくりを推進します。

・健康や食の大切さを伝えることで、子どもたちの豊かな心と健やかな身体を育みます。

○むし歯や肥満などの課題がある子どもの割合が高くなっている。
○読書習慣の大切さに気づき、本に親しむ機会の確保が必要である。

2 就学前からの学びの基礎づくり

・乳幼児期の教育・保育内容の質の向上により、小学校教育へつながる子どもたちの学びの基礎づくりを推進します。

・保育者等の資質能力向上を図る研修や幼保小連携活動の推進により、就学前教育の充実を図ります。

○子どもの発達に応じた質の高い教育・保育が求められている。

3 特別な支援を要する子どもの状況に応じた支援の充実

・発達障がいなど様々な悩みや課題を抱える子どもたちが、それぞれの特性に応じた支援が受けられるように、支援体制を充実します。

・特別な配慮を必要とする子どもなど、子ども一人ひとりの環境や状況に応じた支援が受けられるよう、支援体制の充実を図ります。

○発達障がいを含む発達に関する悩みや心配ごとが増加傾向。
○外国につながる幼児への支援・配慮

4 子どもが社会と関わる力を育むための成長支援

・家庭や地域と連携しながら、様々な学び、体験の場を広げ子どもたちが自らの可能性を見つけ、伸ばしていく支援をします。

・家庭や地域と連携しながら、様々な学び、体験の場を広げ、子ども・若者の成長を支えます。

○放課後過ごしている場所について、1～3年生において、放課後子ども教室や学童保育が増加している。
○子ども・若者が社会と関わる力を育むための成長を支援することは今後も必要である。

1 妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援の充実

・子育て支援を充実し、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、切れ目なく支えていきます。
・子育てサービスを適切・円滑に利用できるよう、親子の居場所や交流の場などの情報提供や悩みの相談環境の充実を図ります。

・安心して妊娠、出産、子育てができるよう、一貫した支援を行います。また、母子の良好な健康状態を保つための健診のしくみづくりを推進します。

○子育てについて相談できる人・場所がない母親が依然としてみられる。
○子育てについて、「辛いと感じることが多い」保護者が2%ほど見られる。

2 子育てと仕事の両立支援

・多様な働き方を背景とした保護者の保育ニーズに応じた教育・保育サービスを確保します。

・保護者が仕事と子育てを両立できるよう保育施設の整備を進めるとともに、ニーズに沿った保育サービスの充実を図ります。また、保育サービスを適切かつ円滑に利用できるよう、情報提供や相談体制の充実を図ります。

○未就学児の母親においても就労している人、今後就労を希望している母親が増えている。
○平日の定期的な教育・保育事業を利用している割合は増加しており、特に認可保育所の利用が高まっている。

3 困難を抱える子育て家庭への支援と虐待の防止

・困難を抱える子育て家庭に向けて、経済的支援をはじめ、親と子どもに寄り添った様々な支援を行います。
・児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、地域におけるきめ細かな対応ができる体制の充実を進めます。

・困難を抱える子育て家庭の相談に応じたり、経済的支援をはじめ、親と子どもに寄り添った様々な支援を行います。

○ひとり親家庭の相対的貧困率は50.8%と高く、困難を抱える子育て家庭への支援は必要
○児童虐待受理は、近年、受案件数、虐待件数ともに増加している。

4 安全・安心に子育てのできる生活環境の整備

・妊産婦、子育て家庭等全ての人たちが安全・安心に外出できるよう、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進していきます。

・妊産婦、子育て家庭等全ての人たちが安心して外出できるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくりを推進するとともに、ハード・ソフトの両面から一体的にバリアフリー化を進めていきます。

○子育てしやすいまちだと思わない理由は、「事故や犯罪が多く安全ではない」が多い。

1 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む

〈子支援〉

2 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える

〈親支援〉

自己肯定感を持ち、生き抜く力を備えた人

施策展開の横断的な視点

①子育て支援の質の向上

②ライフステージ間のつながりの強化

新たな課題を踏まえ施策名称を見直した

教 育 委 員 会 報 告

令和元年9月12日

件 名	チューリップシートの改訂について
所 管 部 課 名	こども支援センターげんき支援管理課
内 容	子どもが楽しく充実した学校生活を送れるよう、小学校入学にあたり保護者が作成し、学校に子どもの情報を伝えるツールであるチューリップシート（就学支援シート）について、以下のとおり改訂したので報告する。 1 平成30年度（令和元年4月入学）改訂 (1) 目的 チューリップシートの提出率は年々上昇していたが、平成29年度でも入学者の7.2%と低迷していたため、より保護者が抵抗なく提出できることを目指した。 (2) 改訂内容 ・ 所属する就学前施設から全家庭に配布。 ・ 記述式から択一方式に変更。 ・ 関係諸機関の記入欄をなくし、保護者のみの記入。 (3) 学校への提出状況等のアンケート調査結果（令和元年6月） ア 区立小学校入学児童の約67%（3,445枚）が提出。 イ 特別支援学校入学児童は36人の提出。 ウ 良かった点 ・ 多くの保護者から回収が可能になったため、新入児童の様子を大まかにではあるが把握することができた。 ・ 全家庭から情報が入るため、事前に支援策やクラス分けを検討しておくことができる。 エ 意見 ・ 他区の就学前施設に通われていた一部の家庭にチューリップシートが配布されなかった。 ・ 保護者のみが記入するため、記載内容が主観的である。 ・ 就学前機関の記入する欄が削除されたが、学校としては必要な情報である。 ・ 学校生活支援シートに移行できるような書式（同じ内容）が使いやすい。 ・ 就学前機関から提出される児童要録や他の個人情報もあり、情報が多すぎる。

2 令和元年度（令和2年4月入学）に向けた検討

（1）コア会議の開催（令和元年6月～7月）

前年度の実施結果を踏まえ、校長・養護教諭・園長を含めたコア会議を実施し、協議した。

（2）検討結果

課題（平成30年度）	改善点（令和元年度）
・就学前施設から全家庭に配布予定だったが、一部の家庭に配布されなかった。	・就学時健診時に、全小学校から配布し、100%を目指す。
・提出は各家庭の任意である。	・全家庭が提出 ① 就学時健診時に記入し、提出。 ② 自宅で記入し、入学説明会で提出。 提出日は各学校が①か②を指定する。
・就学前機関の記入欄を削除した。	・12月まで記入された、発達支援委員会で認定された支援児の <u>園生活支援シート</u> を1月までに小学校に提出する。
・個人情報が多すぎる。	・チューリップシートの一部を修正し、就学時健診時にこのシートのみで対応できるように改善する。

問 題 点
今 後 の 方 針

令和3年以降は就学時健診の通知と共に郵送できないか、所管課と検討を進めていく。

チューリップシートの記入から提出まで

就学時健康診断時、学校よりチューリップシートを配付。
(提出方法は学校から指定します。)

入学説明会で提出。

就学時健康診断当日提出。

ご自宅でチューリップシートを
ご記入ください。

記入の仕方でお悩みの時は、通われている園の先生または、下記までご相談ください。

控え室にてチューリップシート
をご記入ください。

下校前に必ず、学校に提出して下さい。

- ・1月下旬～2月頃実施される、入学説明会の日に本シートを忘れずにご持参ください。
- ・特別支援学校等へご入学の場合は、事前に特別支援学校に連絡し、日程を決めてからシートを持っていけます。



*チューリップシート以外に、お子さんの様子を学校に伝える方法もあります。
下記担当へご相談ください。

問い合わせ先

足立区こども支援センターげんき 支援管理課

電話：03-5681-0134（直通） FAX：03-3852-2864



足立区教育委員会

確認印	校長	担任

令和2年4月から新1年生の保護者の皆様へ

／お子さんの個性を伝える／

チューリップシート

チューリップシートとは

子どもにはそれぞれ個性があり、豊かな可能性があります。興味の持ち方や物事へのこだわり方、友達とのかかわり方など様々です。

このシートを使って、お子さんが楽しく充実した学校生活を送ることが出来るよう、入学後に必要な配慮等について、学校と一緒に考えましょう。

チャンス

入学までに
必要なことを知る

チャレンジ

学校生活を
意識して生活改善

チェンジ

苦手な環境を
変える

お子さんのお名前等をご記入ください。

フリガナ	性別	生年月日
名 前	男・女	平成 年 月 日

●このシートは、提出先の学校において、適切に保管します。

1 成長・発達について学校に知っておいてほしいことをご記入ください。

(1) お子さんの様子

各項目について「できる」または「にがて」のどちらかの欄に○をつけてください。
「にがて」なものは、お子さんの状況について簡単にご記入ください。

	お子さんの様子	できる	にがて	具体的な様子
1	トイレで、大便・小便とも一人でできる。			
2	好き嫌いなく食べることができる。			
3	自分で着替えをして、服の片付けができる。			
4	ひらがなで書いてある自分の名前を、読むことができる。			
5	「今日は何をして遊んだの？」などの質問に、出来事を思い出しながら答えることができる。			
6	保護者の話を最後まで聞き、理解できる。			
7	公園のブランコなどで、2、3人の順番を待つことができる。			
8	「かして」「いれて」「ごめんね」「ありがとう」を、自分から言うことができる。			
9	「わからない」「おしえて」などの言葉を使い、困っていることを伝えられる。			
10	ルールを守りながら、友達と鬼ごっこなどの遊びを楽しむことができる。			
11	考えたことや思ったことを、友達と言葉で伝えあうことができる。			
12	地震などの災害時、緊急避難時に言葉の指示だけで行動ができる			

(2) お子さんの身体状況について

① 今までにかかった主な病気・ケガなど
② 上記以外に配慮が必要なこと（服薬、運動制限、アレルギー対応など）

(3) 家庭での様子

① お子さんの得意なこと	② お子さんのことで心配なこと
③ 遊びや日常生活で気をつけていること	④ お子さんとの生活の中で大切にしていること

(4) 就学相談の申し込みについて

こども支援センターげんきの就学相談に () 申し込んでいる・申し込む予定	() 申し込んでいない
--	--------------

(5) 入学をご希望の学校にご兄弟（姉妹）がいましたら、ご記入ください

名 前	年 齢	続 柄	学 年 ・ 組
			年 組
			年 組
			年 組

2 通われている就学前機関名（認定こども園・幼稚園・保育所・療育機関・医療機関など）をお書きください

機関名	
入園（所）年月日 平成・令和 年 月 日入園（所）	電話番号
相談機関名	電話番号

3 保護者氏名

保 護 者 氏 名	子どもとの関係	連絡先電話番号	自 宅 緊急連絡先（携帯等）

学校は、関係機関（医療・保健・福祉・教育領域・就学前機関・療育機関）と相談する場合に本シートを使用します。
(同意します)・(同意しません)

教 育 委 員 会 報 告 資 料

令和元年9月12日

件 名	ギャラクシティ内プラネタリウム（まるちたいけんドーム）の機器更新に伴う一時休館について
所管部課名	地域のちから推進部地域文化課
内 容	ギャラクシティのプラネタリウム（まるちたいけんドーム）について、OS のサポート期間の満了及び経年劣化が進んでいる機器（PC・プロジェクター）の更新を行う。そのため、以下のとおりプラネタリウムを一時休館する。 1 休館期間 令和元年10月21日（月）から11月29日（金）まで 2 主な工事内容 投影機及び操作PCの入替 3 休館中の対応 通常投影に替わり、館内のホワイトあとりえでの移動式ミニプラネタリウム投影を無料で実施する。 【実施日程】 ・ 10月22日（火）から31日（木）まで ・ 11月3日（日）から10日（日）まで ※平日は1日5回、休日は1日7回投影 4 営業再開日 令和元年11月30日（土）
問 題 点 今後の方針	

教育委員会情報連絡

令和元年9月12日

件名	「区内都立学校の今を知る」(パネル展示、説明会)の実施結果について
所管部課名	教育指導部学力定着推進課
内容	高校中途退学に関わる中学校・高等学校連絡協議会の具体的活動として「都立学校紹介展示」と学校説明会を実施した。 1 日時 (1) 展示 令和元年8月20日(火)正午から8月25日(日)正午まで (2) 説明会 令和元年8月25日(日)午前9時から正午まで 2 会場 区役所本庁舎1階アトリウム 3 参加都立学校(順不同) 足立高等学校(定時制・全日制)・江北高等学校・淵江高等学校・足立西高等学校・足立東高等学校・青井高等学校・足立新田高等学校・荒川商業高等学校・足立工業高等学校・足立特別支援学校 4 内容 (1) 足立区内都立学校10校による学校紹介パネル展示 (2) 【新規】都立学校の教員による来場者向け各校説明ブースの設置 来場者 43組 93人 5 来場者の声 ・ 前回までよりも、展示の実施時期が早まったことがよかった(昨年は11月に実施)。 ・ 分かりやすく、(説明会では)じっくり話を聞くことができてとてもよかった。 ・ 一般区民のためにもなる。ぜひ、今後も継続してほしい。
今後の方針	

教育委員会情報連絡

令和元年9月12日

件名	中1夏季勉強合宿の実施結果について
所管部課名	教育指導部学力定着推進課
内容	算数・数学を苦手とする中学校1年生の生徒に対し、小・中学校教諭のマンツーマン指導によりつまずきの解消を図ることを目的として、下記のとおり「中1夏季勉強合宿」を実施した。 1 日程 (1) 第1班 令和元年8月19日(月)から8月23日(金)まで (2) 第2班 令和元年8月23日(金)から8月27日(火)まで 2 場所 足立区立鋸南自然の家(千葉県安房郡鋸南町大帷子478) 3 目的 (1) 中学1年生を対象に算数・数学のつまずきを解消し、基礎学力の定着を図る。 (2) 他校の生徒や教員と寝食を共にすることで、相互理解や協力、信頼を深める。 (3) 生徒指導を通して、小・中教員の連携や若手教員の研さんの機会とし、教員の資質向上の場とする。 (4) 勉強合宿終了後、各中学校で参加生徒に対し、引き続き補習や補充学習を実施し生徒の学習支援を継続する契機とする。 2 対象 中学1年生のうち、「算数・数学の基礎的な学習内容の定着が不十分で中学校の数学の学習に支障をきたす」と考えられる生徒。 3 参加人数等 (1) 第1班 14校 生徒37名、授業者(教員)9名 指導者・運営担当(教員・副校長)87名、養護教諭2名 (2) 第2班 9校 生徒17名、授業者(教員)9名 指導者・運営担当(教員・副校長)48名、養護教諭2名 (3) 運営スタッフ 小・中学校副校長会、学力定着推進課、生涯学習振興公社
今後の方針	

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和元年9月12日

件 名	令和元年度 第2回学校公開の開催について
所管部課名	学校運営部学務課
内 容	区立小中学校で実施する令和元年度第2回学校公開の内容について、各小中学校、区民事務所、保育園等の区内各施設に掲示を依頼し、区民に公表する。 公開日程、学校説明会等の詳細は、別添資料「<u>学校公開日一覧</u>」のとおり。 なお平成30年度からの、小学校の学校選択制度改正に関する情報についても、6月の学校公開時に引き続き、チラシの配付や掲示物等により、小学校、幼稚園、保育園、認定子ども園等で保護者に周知していく。
今後の方針	

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和元年9月12日

件 名	「足立区の学校保健統計書（平成30年度）」の発行について
所管部課名	学校運営部学務課
内 容	下記のとおり「足立区の学校保健統計書（平成30年度）」（別冊）を発行する。 1 主な内容 ① 定期健康診断結果の東京都・全国平均との比較 ② 児童・生徒の体格（身長・体重・座高） ③ 貧血・小児生活習慣病予防健診結果 ④ 定期健康診断疾病異常調査 ⑤ 各種検診結果 ⑥ 就学時健康診断結果 ⑦ 児童・生徒感染症り患状況 ⑧ 学校管理下における災害統計 2 作成部数 650部 3 発行日 9月末 4 主な配付先 ・ 小中学校 ・ 学校医 ・ 学校歯科医 ・ 学校薬剤師
今後の方針	

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和元年9月12日

件 名	小規模保育事業所及び家庭的保育事業者に対する指導検査の実施結果について								
所管部課名	子ども家庭部子ども施設指導・支援担当課								
内 容	今年度、小規模保育事業所及び家庭的保育事業者（保育ママ）に対して実施した子ども・子育て支援法等に基づく一般指導検査の結果について報告する。 1 小規模保育事業所 14施設に対して実施。検査結果等は【別紙1】の通り。 2 家庭的保育事業者 46名に対して実施。検査結果等は【別紙2】の通り。 <参考> 指導検査の結果については、検査基準に基づき、下記の3区分で指導を行っている。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>形態</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文書 指摘</td><td>区が施設に対して権限を有する法令等（以下「関係法令等」）に違反する場合に、問題点について指摘した文書を通知するもの。</td></tr> <tr> <td>口頭 指導</td><td>関係法令等以外の法令やその他の通達等に違反する場合に、問題点を口頭で指摘するもの。</td></tr> <tr> <td>助言 指導</td><td>保育の質の向上のための助言を口頭で行うもの。</td></tr> </tbody> </table>	区分	形態	文書 指摘	区が施設に対して権限を有する法令等（以下「関係法令等」）に違反する場合に、問題点について指摘した文書を通知するもの。	口頭 指導	関係法令等以外の法令やその他の通達等に違反する場合に、問題点を口頭で指摘するもの。	助言 指導	保育の質の向上のための助言を口頭で行うもの。
区分	形態								
文書 指摘	区が施設に対して権限を有する法令等（以下「関係法令等」）に違反する場合に、問題点について指摘した文書を通知するもの。								
口頭 指導	関係法令等以外の法令やその他の通達等に違反する場合に、問題点を口頭で指摘するもの。								
助言 指導	保育の質の向上のための助言を口頭で行うもの。								
今後の方針									

令和元年 9 月 12 日

令和元年度 小規模保育事業所に対する 指導検査の実施結果について

今年度、小規模保育事業所に対して実施した子ども・子育て支援法等に基づく一般指導検査の結果について報告する。なお、昨年度で全事業所に対する初回検査が完了したため、今年度から 1 事業所当たり 2 年に一度のペースで一般指導検査を実施している。

1 検査対象

小規模保育事業所 14 施設

2 検査結果（主な内容）

（1）文書指摘：12 件

- ・ 財務情報を掲示やホームページで公表していない（4 件）
- ・ 避難・消火訓練を実施していない月がある（3 件）
- ・ 施設長が 1 か月弱不在の間、区へ代理人の届出をしていなかった（1 件）
- ・ 調乳担当者の健康チェックが未実施である（1 件）
- ・ 献立に記載がない午前の補食を提供していた（1 件）
- ・ 保育所運営規程の概要、その他重要事項が未掲示である（1 件）
- ・ 施設の自己評価を行っていない（1 件）

（2）口頭指導：17 件

- ・ 長時間保育について、指導計画への位置づけが不十分である（8 件）
- ・ 避難・消火訓練の結果記録に不備がある（2 件）

（3）助言指導：58 件

- ・ 調理従事者及び調乳担当者の健康チェックが不十分である（10 件）
- ・ 経理規程を遵守していない、経理規程の不備がある（8 件）
- ・ 保育従事者の健康診断の方法・周期・項目が不適切である（4 件）

3 検査結果の通知及び周知

- ・ 各事業所に対して検査結果を通知するとともに、全体説明会で周知を行う。
- ・ 区ホームページにて随時公表を行う。

4 改善状況の確認等

- ・ 改善報告書の提出を受け、下半期の実地調査で改善状況を現場確認する。
- ・ 文書指摘の中でも件数が多かった「財務情報の掲示・公表」と「避難・消火訓練の実施」については、所管課と連携して重点的に指導・支援を行うとともに、全体説明会等を通じて全事業所に対して実施状況の点検を求める。

令和元年9月12日

令和元年度 家庭的保育事業者（保育ママ）に対する 指導検査の実施結果について

今年度、家庭的保育事業者に対して実施した子ども・子育て支援法等に基づく一般指導検査の結果について報告する。今年度で全事業者に対する初回検査が完了したため、令和2年度からは2年に一度のペースで一般指導検査を実施する予定。

1 検査対象

家庭的保育事業者 46名

2 検査結果（主な内容）

（1）文書指摘：29件

- ・ 避難・消火訓練を実施していない月がある（14件）
- ・ 1人で4人保育している時間帯がある（6件）
- ・ 受託児の利用開始後の健康診断の受診回数が不足している（3件）
- ・ 研修計画が立てられていない（2件）
- ・ 重要事項の掲示がされていない（2件）
- ・ 受託児の利用開始前の健康診断が未実施である（1件）
- ・ 重要事項に関する規程が未作成である（1件）

（2）口頭指導：31件

- ・ 避難・消火訓練の結果記録に不備がある（10件）
- ・ 身長・体重測定を全く行っていない（7件）
- ・ 指導計画（長期・短期・個別）の内容が未作成である（6件）

（3）助言指導：107件

- ・ 保育従事者の健康診断の周期・項目が不十分である（21件）
- ・ 防災カーテンを使用していない（20件）
- ・ 労災保険に加入していない（8件）

3 検査結果の通知及び周知

- ・ 各事業者に対して検査結果を通知するとともに、全体説明会で周知を行う。
- ・ 区ホームページにて随時公表を行う。

4 改善状況の確認等

- ・ 改善報告書の提出を受け、下半期の実地調査で改善状況を現場確認する。
- ・ 文書指摘の中でも件数が多かった「避難・消火訓練の実施」については、全事業者に対して一斉に実施状況の確認を依頼する。文書指摘を受けた事業者に対しては所管課と連携して重点的に指導・支援を行っていく。

教育委員会情報連絡 事業実施報告（８月）

青少年課

行事名	実施日	会場	参加者数
中高生の居場所づくり	毎週水・日曜日（８回）	新田地域学習 センター他	延べ 25 人
	毎週水・金曜日（９回）	まちづくり工房館	0 人
	第２・４土曜日（２回）	神明住区センター	0 人
	第１土曜日（１回）	佐野住区センター	0 人
成人の日の集い 実行委員会（第５・６・７回）	１日（木） 15日（木） 29日（木）	足立区役所	各 15 人
ジュニアリーダー宿泊 キャンプ	１日（木）～４日（日）	国立中央青少年 交流の家	150 人
東京電機大学連携事業 科学・ものづくり体験教室 フォロー講座	８日（木）	東京電機大学	25 人
科学工作講座	11 日（日）	ギャラクシティ	4 人
ロボット講座	11 日（日）	ギャラクシティ	15 人
あだち日曜教室	11 日（日）	ギャラクシティ	31 人
凧づくり講習会	17 日（土）	加平小学校	59 組 132 人
	24 日（土）	島根小学校	51 組 116 人
	24 日（土）	千寿本町小学校	55 組 118 人
キャンプの達人になろう	18 日（日）	宮城ゆうゆう公園	9 人
ジュニアリーダースーパー 研修会	20 日（火）	ギャラクシティ	24 人
子どもも大人もドラムをた たいて楽しもう	24 日（土）	ギャラクシティ	14 人
ジュニアリーダー 宿泊キャンプ報告会	25 日（日）	庁舎ホール	103 人
ブロック講座	25 日（日）	ギャラクシティ	20 人

教育委員会情報連絡 事業実施予定（9月）

青少年課

行事名	実施日	会場	参加予定数
中高生の居場所づくり	毎週水・日曜日（9回）	新田地域学習センター他	延べ20人
	毎週水・金曜日（8回）	まちづくり工房館	10人
	第2・4土曜日（2回）	神明住区センター	5人
	第1土曜日（1回）	佐野住区センター	5人
あだち日曜教室	8日（日）	ギャラクシティ	50人
成人の日の集い 実行委員会（第8・9回）	12日（木） 26日（木）	足立区役所	各12人
帝京科学大学連携事業 大学遠足	17日（火）	上の原地区周辺	89人
帝京科学大学連携事業 大学遠足	19日（木）	上の原地区周辺	98人
親子体験キャンプ	23日（月）	舎人公園キャンプ場	50人
子どもも大人もドラムをたたいて楽しもう	28日（土）	ギャラクシティ	30人
ジュニアリーダースーパー研修会	29日（日）	梅田地域学習センター	50人
帝京科学大学連携事業 校庭自然体験	30日（月）	加平小学校	98人

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和元年9月12日

件 名	令和元年度 第2回保育再就職セミナーの実施結果について
所管部課名	待機児対策室子ども施設整備課
内 容	1 概要 保育現場での就労を検討している人を対象に、男女参画プラザと連携して、保育再就職セミナー『資格を生かして保育現場で働こう』（第2回）を実施した。 2 日時 令和元年8月22日（木）午前9時30分～正午 3 場所 梅田地域学習センター 第一学習室 4 内容 ・ 前半「自分に合った働き方を見つけよう！」 ・ 後半「ワークライフバランス！先輩の働き方を知ろう」 5 講師 ・ 前半 マザーズハローワーク日暮里 深見 紀子氏 ハローワーク足立 金澤 潤氏 ・ 後半 社会福祉法人わかば会、株式会社 MIRATZ、有限会社どんぐり山のうさぎ、社会福祉法人三樹会 6 参加人数 参加者合計 7名 (内訳) ・ 保育士 6名（うち4名は幼稚園教諭資格も有り） ・ 無資格 1名（資格取得見込み）
今後の方針	10月5日（土）に第3回保育再就職セミナーを開催する。

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和元年9月12日

件 名	児童虐待防止推進月間の事業実施について
所管部課名	こども支援センターげんきこども家庭支援課
内 容	11月は「児童虐待防止推進月間」として、国、自治体は集中的に児童虐待防止の広報、啓発を行う期間と位置づけられている。 足立区においても以下のとおり、啓発事業を行うこととする。 1 「児童虐待防止オレンジリボンキャンペーン in あだち2019」 各駅頭にて、民生・児童委員、PTA、足立区要保護児童対策地域協議会の方々と一緒に児童虐待防止のチラシと啓発グッズを配布する。 (1) 日時 11月2日(土) 午後2時～3時 (2) 場所 北千住・綾瀬・西新井・竹ノ塚・五反野・梅島各駅頭 2 子育て交流講座「完璧な親なんていない(NP)講座」 1、2歳児のお子さんの保護者を対象に、育児に対する不安解消と、育児スキルを高める方法を学ぶ。 (1) 日時 11月7日～12月12日の毎週木曜日 午前10時～正午 (2) 場所 こども支援センターげんき 3階 プレイルーム 3 養育家庭PRパネル展示 里親などの養育家庭制度の周知と登録を促進するための展示を行う。 (1) 日時 11月11日(月) 正午～11月18日(木) 午後5時 (2) 場所 足立区役所 本庁舎1階 アトリウム 4 養育家庭体験発表会 養育家庭制度の周知と登録を促進するため、里親になっている方の体験発表会を行う。 (1) 日時 11月26日(火) 午前10時～正午 (2) 場所 こども支援センターげんき 5階 研修室3
今後の方針	各関係機関への参加依頼及びあだち広報による区民への周知を行う。

行事实施結果（8月1日～8月31日）

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

事業名	日時	会場	参加人数
読み語りのためのボイストレーニングスキルアップ講座	8/1（木） 10:00～12:00	生涯学習センター	22 人
読み語りキャラバン in 北綾瀬聖華保育園	8/8（木） 10:30～11:10	北綾瀬聖華保育園	152 人
足立ジュニア吹奏楽団 合宿（団員 68 人）	8/10（土）～12（月）	日光林間学園	団員 67 人 友の会 15 人
足立ジュニア吹奏楽団 派遣演奏 足立東部地区少年軟式野球大会総合開会式	8/18（日） 9:00～10:00	中川グラウンド	1,350 人
子どもの未来応援アウトリーチコンサート 「0歳から楽しめるサマーコンサート」 出演:アンサンブル・ディヴェルターズ	8/25（日） 11:00～11:50	竹の塚地域学習センター	40 人
放課後子ども教室体験プログラム 「英語遊び&歌体操ダンス」	8/28（水）	鹿浜第一小学校	14 人
放課後子ども教室 「見守りスタッフ」活動説明会	8/30（金） 15:00～16:00	生涯学習センター	11 人
足立ジュニア吹奏楽団 自主演奏会 サマーコンサート in アリオ西新井	8/31（土） ① 14:30～15:10 ② 16:00～16:40	アリオ西新井 1階イベント広場	670 人

行事实施予定（9月1日～9月30日）

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

事業名	日時	会場	予定人数
「子ども学講座（子どものことを考える大人の勉強会）」 【2日制】～勉強しなさい!は逆効果?子どもに響く言葉がけ～	9/17（火） 9/20（金） 10:00～12:00	生涯学習センター	30 人
放課後子ども教室体験プログラム 「ビブリオバトルを楽しもう」	9/17（火） 9/24（火）	中川北小学校	10 人
第76回あだちアートリンクカフェ 八木倫明 氏（ケーナ奏者、作詞家）	9/27（金） 18:30～20:00	東京芸術センター	20 人
「読み語りのためのボイストレーニング体験講座」 ～明るく元気な声のつくりかた～	9/28（土） 10:00～12:00	生涯学習センター	30 人